23. 火薬類の譲渡、消費許可手続

目 次

火薬類譲受消費許可申請書の手引きについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	23-1
火薬類の譲受、消費許可について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	23 - 2
1. 火薬類の譲受	23 - 2
2. 火薬類の消費	23 - 2
3. 火薬類の譲受許可申請・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	23 - 2
4. 火薬類の消費許可申請・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	23 - 3
5. 火薬類の譲受消費許可申請・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	23 - 3
6. 兵庫県における火薬類譲受消費許可申請について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	23 - 3
(県民局長に火薬類の譲受消費許可等の権限委任表)	
7. 申請書許可経路	23 - 5
火薬類譲受、消費許可申請書等 消費場所別数量別 提出先あて先提出部数一覧表・・・・	23 - 6
火薬類讓受消費許可申請書等、添付書類一覧表(火薬、爆薬、火工品) · · ·	23 - 7
火薬類譲受消費許可申請書等、添付書類の記載例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	23 - 8
火薬類譲受・消費許可申請書(別表第24) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	23 - 9
火薬類讓受許可申請書(別表第7)······	23 - 11
火薬類消費許可申請書(別表第12)	23 - 13
火薬類譲受消費許可申請理由書(消費場所追加の場合) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	23 - 15
委任状	23 - 17
火薬類消費計画書その1(消費の方法)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
危険予防の方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	23 - 21
	23 - 23
火薬類消費計画書その2(火薬類取扱者名簿)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	23 - 25
保安手帳・従事者手帳・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	23 - 27
出向通知書······	
位置図(消費場所案内図)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
消費現場図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
工事証明願······	
残火薬類保管引受書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
火薬類保安責任者等選(解)任届・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
履歴書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	23 - 43

火薬類取扱保安責任者免状の写し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	23 - 45
保安手帳の写し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	23 - 47
火薬類取扱所設置届・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	23 - 49
火薬類取扱所付近見取図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	23 - 51
火薬類取扱所構造図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	23 - 53
火工所設置届	23 - 57
火工所付近見取図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	23 - 59
火工所構造図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	23-61
火薬類讓受許可証継続許可申請書 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	23 - 65
火薬類讓受(渡)許可証再交付申請書 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	23 - 67
始末書(譲受・消費許可証紛失等の場合) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	23-69
火薬類消費許可証再交付申請書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	23 - 71
火薬類譲受許可証の譲受先変更願い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	23 - 73
火薬類消費計画書記載事項変更届 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	23 - 75
代表者等変更届	23 - 77
火薬類取扱所(火工所)設置場所等変更について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	23 - 79
火薬類消費帳簿	23-81
火薬類消費報告書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	23 - 84
火薬類消費終了報告書	23 - 87
火薬類讓受許可申請書(別表第6)	23 - 89
甲種・乙種・丙種 火薬類取扱(製造)保安責任者免状交付申請書(別表第15)・・	23-91
甲種・乙種・丙種 火薬類取扱(製造)保安責任者免状再交付申請書(別表第18) ・・	23 - 93
始末書(保安責任者免状紛失等の場合)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	23 - 95
火薬類取扱(製造)保安責任者免状記載事項変更及び書換申請書・・・	23 - 97
事故報告·····	23-99
保安管理の組織・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2	23-101

火薬類譲受消費許可申請書の手引きについて

火薬類を譲り受ける場合は火薬類取締法第17条第1項の規定により都道府県知事の許可を受けなければならず、又、火薬類の消費に際しても同法第25条の規定により 都道府県知事の許可を受けなければならないことになっています。

この火薬類譲受・消費許可申請書を提出するに際し、書類の作成、手続きまで多くの準備日数及び正確さが要求されております。さらに近年火薬類に関する保安対策については、極めて厳しい社会的要請があり火薬類の保管管理の強化に加え、消費場所をとりまく環境も難しくなるに伴い全国的にも申請の審査基準が相当厳しいものになってきております。

また、全国火薬類保安協会では環境に優しい発破という方針を平成6年より打ち 出しております。これに伴い従前より問題でありました発破による振動対策につい て振動計算・発破騒音等に関する計算式が当時の通商産業省環境立地局のご指導の 下、全国火薬類保安協会よりオーソライズされました。

この手引書は、火薬類のすべての消費事業所の便宜を図るため編集したものですが、ここに記された記入方法はあくまで一般的な方法及び留意事項であり絶対的なものではないので、現場の実態に応じて、当局から適宜、指導することもあり得ますので、その旨、念の為申し添えます。

火薬類の譲渡、消費許可について

1 火薬類の譲受

火薬類を譲り受けようとする者は、次に掲げる場合を除いて都道府県知事の許可を受けなければならない。 (法第17条-規則第37条)

- (1) 製造業者が火薬類を製造する目的で譲り受けるとき。
- (2) 販売業者が火薬類を販売する目的で譲り受けるとき。
- (3) 狩猟免許を受けた者又は鳥獣捕獲の許可を受けた者であって装薬銃を使用するものが鳥獣を捕獲する目的で規則に定める数量以下の火薬類を譲り受けるとき。
- (4) 鉱業法により鉱物の試掘又は採掘をする者が鉱物を採取する目的で、規則で定める数量以下の火薬類を譲り受けるとき。
- (5) 輸入の許可を受けて火薬類を譲り受けるとき。
- (6) 法令に基づきその事務又は事業のために火薬類を消費する者が、その目的で火薬類を譲り受けるとき。

火薬類は一般に販売業者から譲り受けるが、同業者等から無償で譲り受ける場合も許可を受けた後でなければこれを行ってはならない。

2 火薬類の消費

火薬類を爆発させ、又は燃焼させようとする者(火薬類を廃棄するため爆発させ、又は燃焼させようとする者を除く。)は次に掲げる場合を除いて都道府県知事の許可を受けなければならない。 (法第25条-規則第49条)

- (1) 理化学上の実験、鳥獣の捕獲若しくは、駆除、射的練習、信号、観賞その 他規則で定めるものの用に供するため、規則で定める数量以下の火薬類を消 費する場合
- (2) 法令に基づきその事務又は事業のために火薬類を消費する場合
- (3) 非常災害に際し緊急の措置をとるため必要な火薬類を消費する場合 火薬類の消費(燃焼・爆発)はその効力を有効に利用すると否とは問わない。 土石採取、土木工事用の消費はもちろん、地震探査その他の場合においても 許可を要する。

3 火薬類の譲受許可申請

火薬類の譲受許可申請は申請書を、許可を受けようとする者の住所地を管轄する都道府県知事に提出する。

ただし、火薬類の消費地が特定している場合は譲り受けた火薬類を消費する場所を管轄する都道府県知事に提出する。又、消費地が2以上あるときはその主たる消費地を管轄する都道府県知事に申請書を提出する。

一般に火薬、爆発を譲り受けようとする者は上記のただし書きの適用を受ける。 (規則第36条)

4 火薬類の消費許可申請

火薬類の消費許可申請は火薬類の消費地を管轄する都道府県知事に申請書を提出する。 (規則第48条)

5 火薬類の譲受消費許可申請

火薬類譲受許可申請と火薬類消費許可申請を提出する都道府県知事が同一の場合は、それぞれ別に提出する必要はなく火薬類取締法施行規則別表第24の様式で申請できる。

一般に火薬類を譲受消費しようとする者はこの様式を用いて譲受・消費許可申請をすればよい。 (規則第90条の2)

6 兵庫県における火薬類譲受消費許可申請について

- (1) 申請書の提出先、あて先、提出部数は別表の通りである。
- (2) 県民局長に火薬類の譲受消費許可等の権限が委任されている火薬類の種類、 数量は次表の通りである。

県民局長に火薬類の譲受消費許可の権限委任表

火薬類の種類 数 量		火事	薬類の 種	種類	数	量		
火	薬	5,000kg以下		実包及び空包		100万億	固以下	
爆	薬	5, 0001	кg以下	銃用雷管付薬さ		銃用雷管付薬きょう		固以下
工業	雷管	50万億	固以下	導	火	線	25キロメー	小以下
電 気	雷管	50万億	固以下	導	爆	線	25キロメー	小以下
信号	雷管	12万億	固以下	その他の火工品にあっては、その原料となる		E00lm	NIK	
銃 用	雷管	500万亿	個以下	火薬又に			500kg	以下

上記記載の数量を越える火薬類を譲受消費しようとする場合は、消費地を管轄する県民局を経由して知事の許可を得なければならない。

(3) 公安委員会の意見聴取が必要な消費場所

公安委員会の意見聴取が必要な消費場所であるか否かは知事、県民局長が 判断するので事前によく相談する必要があり、その基準は次のような場合が 該当する。

- ① 交通頻繁な道路-国道、県道、(市町道であっても定期バスの通行等がある場合は該当する)及びこれから100m以内の 距離にある消費場所。ただし迂回路又は通行量が極めて少ない場所は該当しない。
- ② 公衆の集合する場所 祭礼、煙火大会等をさし、公衆とは200人程度以上 としている。この場所及びこの場所から100m以内 にある消費場所。
- ③ 市 街 地-凡そ100軒程度軒をつらねている場所及びこれから100m以内にある消費場所。 なお、学校、病院から周囲200m以内に消費場所がある場合は意見聴取の対象となる。
- ④ そ の 他一上記以外にあっても知事並びに県民局長が必要と 認めた場所は意見聴取の対象となる。
 - 備考 イ 鉄道、軌道の附近で消費する場所は鉄道、軌道の管理者の承諾 書が必要であって公安委員会の意見聴取の対象にならない。
 - ロ 長期の土木工事及び採石事業の場合で当初の許可で公安委員会 の意見聴取を行ったものは、消費場所及び附近の状況の変化がな い場合に限り、最初の申請の日から2年間は、公安委員会の意見 聴取を原則として行わない。

(4) 提出時期等

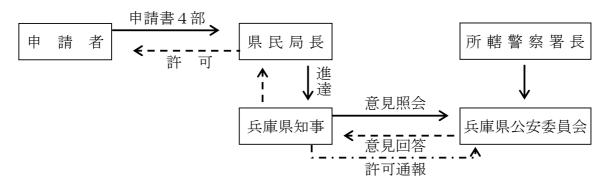
消費開始予定日の約2週間前に提出すること。(公安委員会の意見聴取が必要な場合の意見照会から回答までの期間を除く。)

- (5) 収入証紙のちょう付 県収入証紙をはるのは、正本一部。
- (6) 収入証紙の額

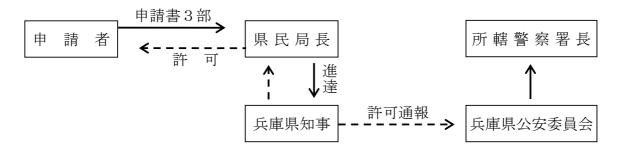
火薬類取締法施行令第3条の表5の口の金額とすること。

7 申請書許可経路

- (1) 兵庫県知事許可のもの
 - ① 公安委員会に意見聴取の必要なもの



② 公安委員会の意見聴取の不要なもの



- (2) 県民局長許可のもの
 - ① 公安委員会に意見聴取の必要なもの



② 公安委員会の意見聴取の不要なもの



火薬類譲受、消費許可申請書等 消費場所別数量別 提出先あて先提出部数一覧表

消費場所 (管轄区域)	提 出 先 (管 轄 機 関)	火薬類譲受 消費数量	あて先	公安委員会の 意見聴取の該当	提出 部数
神戸市	神戸市中央区中山手通6-1-1 (神戸総合庁舎) 神戸県民センター	県民局長権限 数量 以内	神戸県民局長	不 要 要	2部 3部
147 . 111	県民交流室 商工労政課 Tm 078-361-8637 〒 650-0004	県民局長権限 数量を超える	兵庫県知事	不 要 要	3部 4部
尼崎市・西宮市	尼崎市東難波町5-21-8 (尼崎総合庁舎) 阪神南県民センター	県民局長権限 数量 以内	阪神南県民局長	不 要 要	2部 3部
芦屋市	県民交流室 産業振興課 Tu 06-6481-7679 〒 660-8588	県民局長権限 数量を超える	兵庫県知事	不 要 要	3部 4部
伊丹市・宝塚市 川西市・三田市	宝塚市旭町2-4-15 (宝塚総合庁舎) 阪神北県民局	県民局長権限 数量 以内	阪神北県民局長	不 要 要	2部 3部
猪名川町	総務企画室 商工労政課 15m 0797-83-3155 〒 665-8567	県民局長権限 数量を超える	兵庫県知事	不 要 要	3部 4部
明石市・加古川 市 高砂市・稲	加古川市加古川町寺家町天神 木97-1 (加古川総合庁舎) 東播磨県民局	県民局長権限 数量 以内	東播磨県民局長	不 要 要	2部 3部
美町 播磨町	地域振興室 ものづくり産業課 Ta 079-421-9610 〒 675-8566	県民局長権限 数量を超える	兵庫県知事	不 要 要	3部 4部
西脇市・三木市 小野市・加西市	加東市社字西柿1075-2 (社総合庁舎) 北播磨県民局	県民局長権限 数量 以内	北播磨県民局長	不 要 要	2部 3部
加東市・多可町	総務室 商工労政課 Tu 0795-42-9415 〒 673-1431	県民局長権限 数量を超える	兵庫県知事	不 要 要	3部 4部
姫路市・神河町	姫路市北条1-98 (姫路総合庁舎) 中播磨県民センター	県民局長権限 数量 以内	中播磨県民局長	不 要 要	2部 3部
市川町・福崎町	県民交流室 商工労政課 Ta 079-281-9260 〒 670-0947	県民局長権限 数量を超える	兵庫県知事	不 要 要	3部 4部
相生市・たつの 市 赤穂市・ 宍粟市 太子	赤穂郡上郡町光都2-25 (西播磨総合庁舎) 西播磨県民局	県民局長権限 数量 以内	西播磨県民局長	不 要 要	2部 3部
大衆市 太子 町・上郡町 佐用町	県民交流室 商工労政課 Tm 0791-58-2141 〒 678-1205	県民局長権限 数量を超える	兵庫県知事	不 要 要	3部 4部
豊岡市・養父市朝本市・秀美町	豊岡市幸町7-11 (豊岡総合庁舎) 但馬県民局	県民局長権限 数量 以内	但馬県民局長	不 要 要	2部 3部
朝来市・香美町 新温泉町	地域政策室 産業観光課 Ta 0796-26-3686 〒 668-0025	県民局長権限 数量を超える	兵庫県知事	不 要 要	3部 4部
篠山市・丹波市	丹波市柏原町柏原688 (柏原総合庁舎) 丹波県民局 県民交流室	県民局長権限 数量 以内	丹波県民局長	不 要 要	2部 3部
	産業・ツーリズム課 Tm 0795-73-3782 〒 669-3309	県民局長権限 数量を超える	兵庫県知事	不 要 要	3部 4部
洲本市・淡路市	洲本市塩屋2-4-5 (洲本総合庁舎) 淡路県民局	県民局長権限 数量 以内	淡路県民局長	不 要 要	2部 3部
南あわじ市	県民交流室 商工労政課 Til 0799-26-2086 〒 656-0021	県民局長権限 数量を超える	兵庫県知事	不 要 要	3部 4部

	不及	表文内其正可中胡言		וו פו	只 兄	衣(入来、烧来、人工吅)
参照ページ		書 類 名	土木工 事その 他	採石	鉱山	備考
22-9	火	薬類譲受・消費許可申請書	0	0	×	火薬類消費目的で譲受及び消費許可を受ける場合(除 く鉱山)
22-11		火薬類譲受許可申請書	Δ	Δ	0	鉱山における試掘、採掘に火薬類を消費するため譲受する場合消費場所が2つの府県にまたがる場合、主たる消費地の知事等に申請する場合など。 鉱山における消費は、消費許可申請不要
22-13	火薬類消費許可申請書		Δ	Δ	×	
22-15	火薬	類讓受消費許可申請書理由書	Δ	Δ	Δ	大薬類譲受、消費許可を受けた後、火薬類譲受消費量 及び期間の不足の生じた場合或は、同一場所又は接近 した場所に追加工事を受けた場合
22-17	委任状		Δ	Δ	Δ	法人又は人の代理人又は使用人が申請する場合必要
22-19		消費計画(1)(消費の方法)	0	0	0	
22-25	火薬類 消費	消費計画(2)(取扱者名簿)	0	0	0	出向して取扱者となっている者は出向通知書及びそ の写し
22-27	計画書	保安手帳、従事者手帳(写)	0	0	0	取扱者名簿に記載されている者全員の保安手帳又は 従事者手帳の写を添付、本手帳を申請書提出時に持参
22-21		危険予防の方法書	0	0	×	20頁の記載の方法及び備考欄参照のこと。
22-23		火薬類消費承諾書	Δ	Δ	×	消費場所が、施主以外の他人の所有地である場合又 は、保安物件が近接している場合添付。
22-37		工事証明願	0	×	×	
22-31	ſ	立置図(消費場所案内図)	0	0	0	
22-33 ~35	>>/-	1 程度の消費場所平面図 3000 (保安物件状況図)	0	0	0	消費場所より300m範囲の保安物件を図示した平面図
22-36	消費 現場図	1~1 1000~ 500 の平面図と断面図	Δ	Δ	×	本物件が近接している場合添付
		字限図	×	0	×	消費場所を朱書きすること。
	他法	令に基づく許認可、届済証明 又はその写し	Δ	0	0	① 土木その他の事業で消費場所が他法令に基づく 許可、認可又は届出の必要な地域であれば事前に取得 し、提出すること。 ② 採 石の場合は、採石法第34条の8第1項の業者は、採石 登録通知書の写し及び適用除外の誓約書の写し、その 他にあっては、採取計画認可等 ③ 鉱山にあっては、試掘、採掘権登録の写及び施業 案認可の写し
22-39		残火薬類保管引受書	Δ	Δ	Δ	庫外貯蔵所又は火薬庫を持たない場合(継続して火薬 類を特定な火薬店から譲受ける場合を除く)
22-41	選(解)任届保安責任者	火薬類取扱保安責任者 選(解)任届	Δ	Δ	×	1月に火薬又は爆薬を25kg以上消費する場合、又は選 任後解任、交代の場合に添付。鉱山の場合は消費につ いては、選任不要
22-43	当負任	履歴書	Δ	Δ	×	選任する保安責任者等の全員
22-45	[[]	免状の写し	Δ	Δ	×	同 上
22-47	711	保安手帳の写し	Δ	Δ	×	取扱者名簿に添付されている場合不要
22-49	取 扱 類 所	火薬類取扱所設置届	Δ	Δ	×	1日の火薬又は爆薬の消費量25kgを超える場合届出 る。
22-51	放 楽 所 類	付近見取図	Δ	Δ	×	
22-53	// I //P	構造図	Δ	Δ	×	
22-57	火	火工所設置届	0	0	×	
22-59	エ	付近見取図	0	0	×	大薬類取扱所を設けその届出の位置図に火工所の設置位置図が記載されている場合不要(省略)
22-61 ~64	所	構造図	0	0	×	
22-75		類消費計画書記載事項変更届	Δ	Δ	×	火薬類消費計画書の記載内容に変更を生じた場合変 更した消費方法又は、取扱者名簿の変更前と変更後の 書類を添付すること。
22-79	火薬乳	領取扱所(火工所)設置場所等 変更について	Δ	Δ	×	設置場所、構造等を変更した場合、変更後の位置図、 構造図を添付して提出。
	I white steer	(消費終了報告書(許可書添付)	0	0	0	火薬類の消費を終了し又、消費を要しなくなった場合

[○]印は必ず添付しなければならない書類

[△]印は備考欄の内容に該当する場合に提出しなければならない書類

[×]印は不要

火薬類譲受消費許可申請書等、 添付書類の記載例

記 載 例

火薬類譲受・消費許可申請書

×整理番号					
×審査結果					
×受 理 日		年	月		日
×許可番号					
平成	年	月		日	

 兵庫県知事 殿

 県民局長 殿

		_								
兵庫り	県収入紙ちょう付欄	申請者 ○○建設株式会社△△作業所								
消印は	はしないこと。		(代	表者)	現場代理人	. 🗆	□ 太	郎(P	
名		0 0	建設性	式 会社	△△作業所	F.				
- TH	4.1					/1				
事務原	所在地 (電話)	郵便番	· 号 65 神戸市中				(電話	341局	7711習	昏)
(代表	表者)	神戸市	可央区×	×町1番	地					
	住所氏名			太郎						
(年	令)					(電話:	341局77	711番)	(満45	才)
		爆薬		電気雷管	F	導爆線				
مار	薬類の種類及び数量	<u>-</u>	2,800kg		5,500個		m			
	来 規 07 僅 規 及 0° 数 重	火薬		工業雷管	i i	導火線		コンクリート	破砕器	:
			kg		550個		830個			個
目	的	県道拡	は幅工事の	ための岩	盤破砕					
譲	受 期 間	自	平成		年	月			日	
(1	年をこえないこと)	至	平成		年	月			日	
100 茯	または保管場列	当日消	背 見込量	のみ購入	し、残火薬	薬は日出中に	上譲受先	この火薬	庫に預	
只] /[[汉	または休日物力		火薬庫ま	での距離	は6キロ>	メートル、追	重搬所要	専問は	約20分	
消费	場 月	神戸市	i北区××	町 県道	$\times \times \sim \triangle \angle$	△線○○地外	i 測点	KNO. 16	°N0.	50
費に	日 時(期間)	自	平成		年	月			日	
関す	日 門(朔間)	至	平成		年	月			日	
る東	7. PA 7 Ph 0 1 V		を配し、	飛石防止	の措置を行	亍うほか、タ	く薬類取	众締法施	行規則	
事項	危険予防の方法		きから第56	条の規定	を守り火薬	 薬類取扱消費	を行い	ます。		
火	薬 類 の 譲 受 先	E × ×	火薬	店						
新 #	2 ・継続の区別	新規). 継続	前回許	可年月日	年		月	日	
191 X		, , ,	一种企利化	前回許	可番号	第			号	
	1 ~の用紙の十きゃ). 1. D - 1-	T 类组枚 A	4 1 1- 72		·				

- 1. この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
- 2. ×印の欄は、記載しないこと。

記 載 方 法

備考

1 申請者

個人にあっては本人、法人にあっては代表 者。又、現場代理人が申請する場合は代表者 等の委任状を添付することが必要である。

2 火薬類の種類及び数量

消費計画書その1に記載された種類、数量。

3 目的

工事名等出来るだけ明確、詳細に記載する。

4 譲受、消費期間(最大1年)

- (1) 土木工事であれば工事証明期間内であり 火薬類の消費必要期間
- (2) 採石事業の場合採取計画認可期間内。
- (3) その他法令にもとづき許可認可届出を行う工事で期限付であればその期間内。

5 貯蔵又は保管場所

自社所有火薬庫又は庫外貯蔵所がない場合は "当日消費量のみ購入し、残火薬類は原則とし て日出中に譲受先火薬庫に預ける"と記載する こと。この場合、消費場所より預け入れ先火薬 庫までの距離及び運搬に要する時間を記入する こと。

6 消費場所

右備考欄を参照

7 危険予防の方法

記載例に準じて記入すること。

但し、消費場所が公安委員会の意見を聴取される場所、又は特別に危険予防の方法を講ずる必要のある場所の場合は、19頁の危険予防方法 書を添付すること。

8 火薬類の譲受先

火薬類の譲受先が複数の場合は、その譲受先 を記入のこと。

9 収入証紙のちょう付

収入証紙は申請書が受理されるまでちょう付 しないこと。

1 この申請様式を用いる対象

土木、その他の事業、採石業で火薬類を譲 受消費する場合一般にこの様式を用いる。

2 火薬類の種類及び数量

採石法第33条の規定にもとづいて採取計画 許可をとった採石業者の場合採取計画許可申 請書記載の火薬類計画数量は、その目的に応 じ例えば岩石の量、性状等から算出した適正 な数量とすること。

3 目 的

例えば○○道路拡巾工事、××ダム基盤掘削という様に記入すること。

4 貯蔵又は保管場所

自社所有火薬庫又は庫外貯蔵所がない場合 その日の残火薬類を貯蔵する必要があるので 預け入れ先火薬店の残火薬類保管引受書を添 付すること。(継続して火薬類を特定な火薬 店から購入している場合を除く。)

5 消費場所

- (1) 道路、河川改良、トンネル工事等にあっては測点番号等まで記入すること。
- (2) 採石にあっては採取計画認可を受けた地番を記載し、字限図を合わせて添付すること。
- (3) 造成工事等にあっては開発許可等を受けた地番と一致していること。

『申請手数料』 (平成21年4月1日現在)

- 1. 火工品のみについての許可 2,400円
- 2. 1以外の許可
 - (1) 申請に係る火薬類(火工品を除く) 数量が25kg以下の場合 3,500円
 - (2) (1)以外の場合
- 6,900円

×整理番号			
×審査結果			
×受 理 日	年	月	日
×許可番号			

火薬類譲受許可申請書

平成 年 月 日

兵庫県知事 殿 県民局長 殿

兵庫り	県収入約	氏ちょう付欄						
消印はしないこと。				(代表者)	氏		名	
			!					
名		称						
事	务所所在	Е地						
	(電	話)			- ()	_	
(1	代表者)	住 所						
氏	名	(年 令)				(満	才)	
火	薬類およ	[の 種 類 び 数 量						
譲	受	目 的						
į	譲 受	期間	自	年	月		日	
(1	年をこ	えないこと)	至	年	月		日	
Į.	庁蔵また	は保管場所						
消	目	的						
費に	日	時(期間)	自	年	月		日	
関す	Р	时 (別則)	至	年	月		日	
る事項	場	所						
火	薬 類	の譲受先						_
並に	40	外体の反型	並 担	前回許可年月日	年	月	日	
新	規 •	継続の区別	新規・継続	前回許可番号	第		号	

- 備考 1. この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
 - 2. ×印の欄は、記載しないこと。

記 載 方 法

1 申請者

- (1) 個人にあっては本人、法人にあっては代表者。
- (2) (1) 以外の者が申請する場合は代表者の 委任状を添付すること。

2 火薬類の種類及び数量

必要最小限の火薬類とすること。

3 目 的

- (1) できる限り明確詳細に記入すること。
- (2) 鉱山の場合はただ鉱業用書くだけでなく どのような鉱物を採掘するのかまで記入す ること。

4 期 間

最大1年以内とすること。

5 貯蔵又は保管場所

7頁の別表24による申請書の記載例及びこれに関する記載方法と備考欄を参照すること。

6 消費場所

鉱山の場合は採掘試験堀登録をした場合で あって施業案の認可を受けた場所とすること。

7 添付書類

鉱山の場合は採掘権、試掘権登録の写しと 施業案認可の写しを必ず添付すること。

8 その他

8頁を参照のこと。

1 この申請様式を用いる対象

- (1) 鉱山保安法第2条の鉱山の場合
- (2) 土木その他の事業であって、消費場所を 管轄する府県知事が2以上あり消費許可申 請を提出する知事と相違する場合

考

- (3) 継続して譲受消費する場合 前回の譲受許可で消費残の火薬類がある ため、今回新しい譲受許可申請の量と消費 許可申請の量が異なる場合
- (4) 無許可で消費することのできる火薬類の 用途及び数量を譲受ける場合

例えば、コンクリート破砕器を同一の消費地において1日に150個以下を消費する場合はこの申請様式にて譲受許可の申請をすること。

『申請手数料』 (平成21年4月1日現在)

- 1. 火工品のみについての許可 2,400円
- 2. 1以外の許可
 - (1) 申請に係る火薬類(火工品を除く)数量が25kg以下の場合 3,500円
 - (2) (1)以外の場合

6,900円

兵庫県収入紙ちょう付欄

×整理番号			
×審査結果			
×受 理 日	年	月	日
×許可番号			

火薬類消費許可申請書

平成 年 月 日

兵庫県知事 殿県民局長 殿

消印はしないこと。		(代表者)	氏		名	
名称						
事務所所在地						
(電 話)			- () -		
職業						
(代表者) 住 所						
氏名 (年令)				(満	才)	
火薬類の種類および数量						
目的						
消費の場所						
消費の日時(期 間)	自	年	月		目	
	至	年	月		目	
危険予防の方法						
新 規 ・ 継続の区別	新規・継続	前回許可年月日	年	月	日	
材 及に ・ 神体形だマノドニカリ	新 規 · 継続	前回許可番号	第		号	

備考 1. この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

2. ×印の欄は、記載しないこと。

記	載	方	法		備	考
7頁の別表24に	こよる申請	書の記載例	及び	1 この申	請様式を用い	る対象
これに関する記	載方法と備	青考欄を参照	似のこと。	火薬類	譲受許可を取り	の火薬類消費許可を
				別途改め	て取る必要のも	ある土木その他の事
				業の場合		

火薬類讓受消費許可申請理由書

平成 年 月 日

兵庫県知事殿県民局長殿

○○建設㈱△△作業所

現場代理人 □ □ 太郎 ⑩

さきに平成 年 月 日付計第××号で 年 月 日までの火薬類の譲受消費の許可を受けておりましたが施主○○市土地開発公社から付帯工事の発注が新たにあり、 火薬類の消費の必要が生じました。

つきましては、このたびの追加消費場所は現在許可を受けている消費場所に接しており、今回改めてここに火薬類の譲受消費許可申請書を提出する次第であります。 (消費現場図に新旧の場所を色別で表示しています。)

なお、今回新たに許可を頂いた際は、直ちに現在の許可証を返納いたします。

記 載 方 法	備考
申請理由書 (継続等の場合)	この申請理由書は土木その他の工事だけでは
(1) 理 由	なく採石、鉱山業者が申請する場合も同様に添
何故継続して火薬類の譲受消費許可申請が	付すること。
必要になったかを中心に記載すること。	
2) 前回と今回の消費現場の状況工事概要等に	
変化があれば記載すること。	
3) その他参考事項があれば記載すること。	

委 任 状

平成 年 月 日

名 称 ○○建設株式会社

所 在 地 大阪市〇〇区〇〇〇町

代表者氏名 代表取締役 〇〇太郎





私は、○○建設㈱△△作業所○○一郎を以って代理人と定め、下記事項を 委任します。

記

- 1 神戸市北区××町○○地先における火薬類の譲受、消費にかかる申請手続 及びこれらの行為及び並びに管理に関する一切の件
- 2 目 的 神戸市北区××町県道××~△△線○○地先(測点NO. 16~ 測点NO. 49) 県道拡幅工事のための岩盤破砕
- 3 期 間 △△作業所の所長として在職する間

記 載 方 法	備考	
1 委任者	1 委任状の添付	
(1) 法人にあっては代表権を持っている代表者	副本については写しの添付でよい。	
(2) 支店長等に代表権が代表者から委任されて		
いる場合は、支店長でも可		
(3) 個人にあっては本人、法人にあっては、代		
表者が申請する場合は不要		
2 委任内容		
(1) 必ず火薬類の譲受及び消費にかかる手続及		
び行為といったように委任内容を具体的に明		
記すること。		
(2) 又、委任目的、期間も具体的に明記し責任		
の所在を明らかにすること。		

記 載 例

火薬類消費計画書その1 (消費の方法)

		消	費計	画		消費の方法
種類	爆 薬	電気雷管	工業雷管	火 薬	導火線	
月	k g	個	個	kg	m	① 破砕物の種類、数量
平成 年						花こう岩 約14,000m ³
	200	400	40		60	
10月分						② 1m ³ 当りの薬量
平成 年						
11 🗆 🗥	500	1,000	100		150	爆 薬 0.2kg
11月分						火 薬 kg
平成 年	500	1,000	100		150	③ 1孔の最大薬量
12月分	500	1,000	100		150	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □
平成 年						爆 薬 1.0kg
1 /*× 1	500	1,000	100		150	火 薬 kg
1月分						
平成 年						④ 1回発破の最大孔数 15孔
	500	1,000	100		150	
2月分						附随した小割発破等 50孔
平成 年						
	400	700	70		110	⑤ 1回発破の最大薬量
3月分						爆 薬 15kg
平成 年						火 薬 kg
	200	400	40		60	
4月分						⑥ 1日の最大発破回数
						4回
月分						⑦ 1日の最大消費量
71 71						爆 薬 35kg
月分						火 薬 kg
						, v
						⑧ 発破予定時刻
月分						3月~9月 8時00分~17時00分
						10月~2月 8時30分~15時30分
月分						⑨ アンホ爆薬装てん機名称・型式
月分						
計	2,800	5, 500	550		830	
	kg	個	個		m	

記 載 方 法

備考

1 消費期間及び火薬類の種類・数量

- (1) 工事証明、その他法令にもとづき許可、 認可を受けた期間であって1年以内とし申 請書記載の譲受消費期間及び消費数量と同 一であること。
- (2) 消費月のうち消費開始の月と暦年の変更 になった1月には年数を記載例の如く記入 すること。

2 消費の方法

- (1) 岩石の種類を記入し、掘削岩量は事前によく調査、計算をして正確に記載すること。
- (2) 特別に薬量規制の必要ある場合、別に試験発破の許可を受けて薬量算定すること。
- (3) 1 孔の最大薬量は岩石の状態により一様ではないので同一消費地での最大薬量を火薬、爆薬の種別に記入すること。
- (4) 1回の発破の最大孔数及び最大薬量は(3) と同じ。但し発破に附随して生じる小割発 破等の孔数はその最大孔数を別に記入する こと。
- (5) 1日の最大発破回数は作業の進行計画に 応じて記入すること。
- (6) 1日の最大消費量は1回の最大薬量と発 破回数より算定すること。
- (7) 発破予定時刻は、最終発破に残火薬が出た場合、火薬庫に返納に要する時間を考慮して定めること。
- (8) アンホ爆薬装てん機を使用する場合は、その名称型式を記入すること。

1 薬量算定

消費現場の付近に保安物件及び構造物施設 等がある場合発破による振動、騒音等に対す る配慮を十分にして算定すること。

算定根拠については別紙に具体的に記載し 検討結果を明示するとともに、同一の消費場 所で追加(増量)申請することがないように 注意すること。

2 発破の予定回数と時刻

付近住民等との事前協議があった消費場所はその結果、定期バスが走る道路、鉄道が付近にある消費場所ではその通過時間を避けて設定する必要がある。

3 坑道式発破

事前に構造式発破届を提出すること。

発破作業時の交通止について

その他消費場所が道路(国道、県道等)の付近であって、消費に際し、一時交通止する場合は地元警察等の関係機関と十分に打合せを行うこと。

危険予防の方法

1 保安物件の状況 (消費場所より近いそれぞれの物件とその距離を記載のこと。)

物	件	距離	物	件	距離	物	件	距離	物		件	距離
市街地(家	(100戸以上) 屋 ①	m		学校①	m	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	公園	m		薬類取		m
家	屋 ②	m		学校②	m	エ	場	m	火	工	所	m
村落(10 家)戸〜99戸) 屋 ①	m		病院①	m	石 油	タンク	m	養 養	鶏 豚	場 場	m m
家	屋 ②	m		病院②	m	鉄道	線	m	養	魚	場	m
家屋	(9戸以下) ①	m		寺	m			m	溜		池	m
	2	m		神社	m			m				m
			交通ひん	んぱんな道路	(消費場	昜所より−	-番道路のみ	な記載)				
名	称	距離		1日の交通量		名	称	距離		1日の	交通量	
国道	抢	泉 m	車両	通行人 台	. 人	市道	線	m	車両	台	通行人	入
県道	糸	泉 m	車両	通行人 台	. 人		線	m	車両	台	通行人	人
ţ	地方道 約	泉 m	車両	通行人 台	人		線	m	車両	台	通行人	人

2. **危険予防の方法** (実施する措置方法の事項及び名称に○印、時間、薬量、回数を記入すること。)

	i 直接防護は、発破孔を直接 ① ブラストマットで覆い、さらに ① ブラストマットで覆う。
1	② ブラストベルト ② ブラストベルト
	③ ブラストシート ③ ブラストシート
飛石防	④ 古ダタミ ④ 古ダタミ
止措置	(a) (b)
11.11 巨	
	L ii 間接防護として、別紙図面() の位置に別紙仕様書の飛石防止柵、防護設備を設ける。
(2)	 i 発破時間は、交通量の少ない、バス、列車の通過時間、付近影響のない次の時間帯中に行う。
9	
発破時	 第1回
間制限	
间即则似	 第4回 <u> 時 分~ 時</u> 分 第5回 時 <u>分~ 時</u> 分 第6回 時 分~ 時 <u></u> 分
	312 N 310 N
	 ii 発破の中断時期は、日曜日、祭日、十曜午後、及び とします。
	Ⅱ 元戦の子内町内別は、日曜日、示日、上曜日後、及び こしより。
(3)	 i 1 回発破薬量は、 kg以下、1孔の薬量は kg以下とし斉発量は、 発以下とする。
発破	11日元秋末単は、 18の1、11127末単は 18の1日で月九里は、 九の1日)3。
薬 量	ii 試験発破を行い発破薬量の制限を定めその限度内で発破を行う。
水 並	
(4)	i 注意標識板を通行者の見易い場所に掲げる。
	ii 見張人を要所に配し通行人の安全を図る。
警 戒	iii 発破場所の連絡は、①トランシーバーにより行い、発破合図は、①サイレン にて確実に行う。
	②拡 声 器
合 図	③人 声 ③トランシーバー
	④手旗(手信号)④人 声
その他	火薬類取締法施行規則第51条から第56条の技術上の基準を守って火薬類の取扱消費を行なう。

記 載 方 法

備考

1 危険予防方法書の記載上の注意

(1) 意見聴取に該当する場合

消費場所が保安物件に近接する等のため 公安委員会に意見聴取をする場合は危険予 防の方法書の全事項について該当する事項 及び必要とする事項を記載のこと。

(2) 意見聴取に該当しない場合

危険予防の方法書中<u>1保安物件の状況</u>欄の <u>該当する物件</u>(道路を含む)と<u>距離</u>を記載 すること。(道路の交通量と<u>2 危険予防の</u> 方法櫃は記載しなくてもよい。)

2 保安物件の状況

消費場所から保安物件までの最短水平距離で300m以内に該当物件がある場合種類別に 最短距離にある物件の名称及び距離を記入す ること。名称及び距離は別紙消費現場図の表 示と一致していること。

尚、国道、県道、市道、町道等が300m以 内にあればその線名記入しさらに交通量を調 査すること。交通量に時間的推移等があれば その内容を別途添付し発破時刻設定の参考と すること。

3 危険予防の方法

- (1) 飛石防止措置を講ずる方法に○印をつける。
- (2) 発破時間制限は規制された時間を記入すること。
- (3) 発破薬量は、試験発破等にて定められた限度内の薬量を記入すること。
- (4) 警戒合図については、連絡、発破合図 等に使用する物に〇印をつけること。
- (5) その他、火薬類取締法施行規則第51条 ~56条にて規定された消費の技術上の基準 を守って災害事故の発生を防止すること。

1 保安物件等

- (1) 距離は消費場所の端からの最短水平距離を記載のこと。
- (2) たとえば消費現場の真上を通過する高圧 電線又はトンネル工事現場の上に保安物件 等があれば水平距離は0mと記載する。こ の場合垂直距離もあわせて記入すること。
- (3) 保安距離は可能な限り実測すること。 消費場所付近に保安物件等があればその 所有者、管理人等の承諾書の添付を必要と するが、事前に許可担当窓口と使用する火 薬類の種類及び消費計画を協議しておくの が望ましい。
- (4) 消費場所付近に国道、県道等があれば道 路管理者、及び警察と事前に発破時の交通 の安全確保について協議しておくのが望ま しい。

2 飛石防止方法

- (1) 確実、有効な方法を記載のこと。
- (2) 飛石防止措置として、更に有効な措置を する場合は余白部分に追加記入すること。

(注) これらの危険予防の方法を変更するときは 規則第48条第3項により、新たな許可の対象 となる。

火薬類消費承諾書

所 有 地 下記のとおり火薬類を私の 家 屋 隣 接 地 において消費することを承諾 所有(管理)施設付近 します。

平成 年 月 日

殿

住所

(承諾者)

TEL - () -

記

1 消費目的

2 消 費 場 所

3 消費期間 年月日 \sim 年月日

4 条 件 1)

2)

3)

記載方法備

1 火薬類消費承諾書

- (1) 様式は別に問わないが"火薬類を消費することを承諾する"という言葉を必ず入れること。
- (2) "○○工事を行なうことを承諾する"と いう言葉だけでは発破作業の承諾というこ とにならないので注意すること。

2 消費目的等

- (1) 消費目的及び場所については必ず火薬類 譲受、消費許可申請書記入のものと一致し ていること。
- (2) 条件は承諾を得るときに承諾者から出されたものの内容を記入すること。

1 承諾書

(1) 消費場所の付近に保安物件その他施設並びに工作物があれば、それを所有占有する者からの承諾書の添付を必要とすることがある。ここに示した様式はその基本例である

考

(2) 承諾者が多数の場合は、連名でよい。

2 添 付

- (1) 原本を申請書正本に添付すること。申請書副本には写しでよい。
- (2) 継続許可申請を行う場合も同様である。 但し、承諾期間内の継続許可申請の場合 は承諾書の写しを添付すること。

火薬類消費計画書その2 (火薬類取扱者名簿)

区 分	氏	名	住 所	年 令	免状免許証種類
火薬類取扱 保安責任者	0 0	太郎	神戸市中央区中山手通7丁目28番33号	40 才	₩・ 乙
代理者	××	二郎	神戸市中央区中山手通5丁目10番1号	25	 で 乙
					甲・乙
副火薬類取扱 保安責任者	\triangle \triangle	正 夫	明石市荷山町1744	31	甲・乙
					甲・乙
発破指揮者	0 0	太郎	神戸市中央区中山手通7丁目28番33号	40	₩ ∠
火薬類取扱所 記帳責任者	\Diamond \Diamond	一郎	神戸市北区中山田町小部3の4	30	甲・乙発破技士
					甲 ・ 乙 発破技士
火 工 所 記帳責任者	\Diamond \Diamond	一郎	神戸市北区中山田町小部3の4	30	甲・乙発破技士
					甲 ・ 乙 発破技士
発 破記録責任者	0 0	太郎	神戸市中央区中山手通7丁目28番33号	40	∰・ 乙
					甲 ・ 乙 発破技士
取 扱 者		信二	加古川市加古川町寺家町天神木97-1	35	甲・乙発破技士
					甲 ・ 乙 発破技士
					甲 ・ 乙 発破技士
					甲 ・ 乙 発破技士
					甲 ・ 乙 発破技士
					甲 ・ 乙 発破技士
補助作業員	ΔΔ	三 郎	神戸市北区中山田町小部3の4	28	発破技士
					甲 ・ 乙 発破技士

注1 免状、免許証種類欄の甲は甲種火薬類保安責任者免状、乙は乙種同免状、発破技士は発破 技士免状である。それぞれ該当のものを○で囲むこと。

² 保安手帳、従事者手帳の確認 (次頁及び44頁参照のこと。)

記 載 方 法

着 き

1 取扱者名簿

- (1) 火薬類を取扱う必要のある者はすべて記載すること。無資格の補助作業員も記載すること。
- (2) 火薬類を運搬する者、見張り(単純見張を除く)をする者の名前も記載すること。
- (3) 発破指揮者は切羽において発破作業を指揮する者を記入すること。甲、乙免状又は 発破技士免許所有者がこれにあたること。
- (4) この名簿に載る者は、全員が保安手帳又 は従事者手帳の所持者でなければならない。 又発破場所責任者は、発破技士以上の有資 格者であること。

2 保安手帳、従事者手帳の確認

- (1) 取扱者名簿に記載された者全員の手帳の写しを添付すること。
- (2) 添付する手帳の写しは1頁、2頁及び保安 教育講習の受講記録とする。

3 保安手帳、従事者手帳原本の提示

- (1) 申請の際手帳を提示し、保安教育講習の 受講記録等の確認を受けること。
- (2) 失効の手帳でないことの確認を受けること。
- 4 取扱者が出向者である場合には、出向 通知書を添付すること。

1 発破作業及び火薬類の取扱いに従事できる 者

- (1) 労働安全衛生法第61条第1項、施行令第20 条で関係事業者は"発破におけるせん孔、 装てん、結線、点火並びに不発の装薬又は 残薬の点検及び処理の業務"に資格者以外 の者をつかせてはならないと規定している。
- (2) 発破の業務につくことができる者
 - ① 発破技士免許を受けた者
 - ② 火薬類取締法第31条の火薬類取扱保安 責任者免状を有する者
 - ③ 保安技術職員国家試験規則による試験 に合格した者(昭和25年通産省令第72号)
- (3) 識別措置・名簿記載等

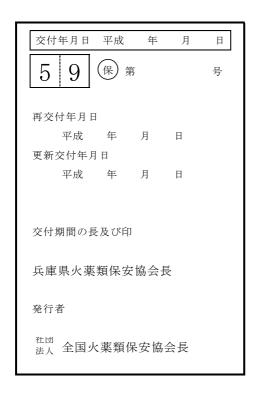
規則第48条第2項に火薬類を取扱う必要のある者の氏名を名簿に記載することとあり、規則第51条第15号でこの記載されている者が現場で火薬類を取扱う必要のある場合他の者と識別できる措置を講ずることとなっている。この識別措置は具体的に次のように指導されている。

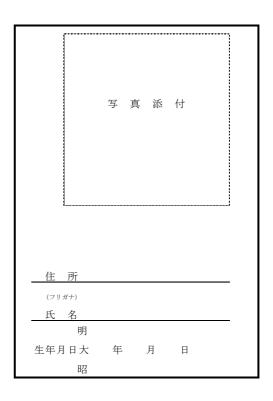
(火)のマークをつけたヘルメットをかぶり 腕章をつけること。

(4) 取扱保安責任者→規則第52条第3項第12号 火工所責任者 →規則第52条の2第3項 発破場所責任者→規則第53条第2号

2 発破指揮者

労働安全衛生法施行規則第319条、第320 条で事業者は、導火線又は電気発破作業の指揮者をそれぞれ定めなければならないと規定 している





再教育講習・保安教育講習・特別講習等の受講記録						
受講年月日	講習会等の種類	場所	協会印	次回受講期限日		
			市町	• 12•31		
			市町	• 12•31		
			市町	• 12•31		
			市 町	• 12•31		
			市 町	• 12•31		
			市町	• 12•31		
			市 町	• 12•31		
			市 町	• 12•31		
			市 町	• 12•31		

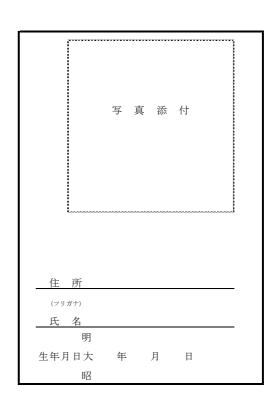
 5
 9
 従 第
 号

 交付年月日
 平成 年 月 日

 再交付、更新交付年月日
 平成 年 月 日

 交付期間の長及び印
 兵庫県火薬類保安協会長

 発行者
 社団 全国火薬類保安協会長



再教育講習・保安教育講習・特別講習等の受講記録						
受講年月日	講習会等の種類	場所	協会印	次回受講期限日		
		市 町		• 12•31		
		市町		• 12•31		
		市 町		• 12•31		
		市 町		• 12•31		
		市町		• 12•31		
		市 町		• 12•31		
		市 町		• 12•31		
		市 町		• 12•31		
		市町		• 12•31		

記載例

出 向 通 知 書

○○建設㈱△△作業所

現場代理人

殿

下記3名に対し、平成 年 月 日から○○建設株式会社△△作業所に出向し貴事業所の指揮監督のもとに火薬類取扱作業に従事することを命じましたのでご確認願います。

- 1) 氏 名
- 2) 氏 名
- 3) 氏 名

平成 年 月 日

××土木株式会社 代表取締役

ŒIJ

火薬類取扱作業従事者受入確認通知書

××土木株式会社

代表取締役

殿

貴社から出向通知のあった下記 3名を県道 $\times \times \sim \triangle \triangle$ 線工事の本工事事務所 火薬類取扱従事者として受入れたことを確認します。

- 1) 氏 名
- 2) 氏 名
- 3) 氏 名

平成 年 月 日

○○建設株式会社△△作業所 現場代理人

印

記 載 方 法	備考
1 作業の種類の明示等	
(1) 出向通知には出向先事業所の指揮監督の	
もとに火薬類を取扱う作業に従事すること	
を明示すること。	
(2) 受入確認通知には受入事業所の作業員と	
して火薬類を取扱う作業に従事することを	
明示すること。	

位 置 図 (消費場所案内図)



(注) 神戸電鉄三田線五社駅下車し 行バスを利用し 停留所で下車し キスラシ山方面に向かって徒歩 30分 2kmで 上記の消費場所に到着する。

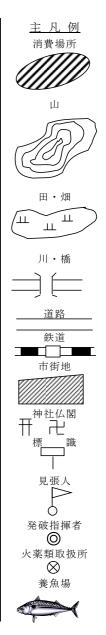
記載方法	備考
1 位置図	1 位置図
(1) 位置図は、消費場所案内図とすること。	(1) 位置図の縮尺は別に問わないが、最寄り
(2) 位置図は消費現場がどのような位置、場	の駅等との関係がわかりかつ消費地への道
所にあるか、判断できるとともに現場への	筋を表すものとする。
道筋を明らかにした図面とすること。	(2) 手書きでもよいが出来るだけ 市販の地図
(3) 消費場所への交通機関を記入すること。	とすること。

消費現場図

1 消費現場図その1 [保安物件等状況図 (縮尺 1)]

 2 消費現場図その2
 工事平面図
工事断面図
 (縮尺
 1
)

(注) 消費現場図は、消費現場図その1、その2とし、記載方法、備考欄をよく読んで作成し必ず両方添付すること。



火薬類消費現場図には消費場所から周囲300メートルに至る範囲の建造物、公園、 遊園地、鉄道、石油、ガスタンク、発電所、道路、高圧線、火工所、火薬類取扱所、 火薬庫、その他構造物、施設等発破によって保護すべき物件との距離及び見張人、 標識掲示、その他の位置を詳細に記入すること。

(消費現場には消費場所(朱書)と保護すべき物件との距離を必ず記入すること。)



備考

1 消費現場図その1 (保安物件等状況図)

- (1) 保安物件等状況図は消費現場と保安物件 等との関係が明示された図面とし消費場所 を朱書すること。
- (2) 保安物件等の名称種類をはっきり記入すること。

例えば

- 民家であれば氏名を記入
- 県道であれば線名を記入
- (3) 消費現場の端から保安物件等までの最短 水平距離を矢印をひき記入すること。
- (4) 見張人等の位置を明示すること。

2 消費現場図その2 (平面図)

- (1) 消費現場の位置をまず明確に朱書し付近 にある保安物件、その他工作物施設の名称 を詳細に記し最短水平距離を記入すること。
- (2) 見張人、発破指揮者等の位置も正確に記 し間接防護等を講じる場合であればその位 置等を記入すること。
- (3) 消費の方法、進め方などを矢印で記入すること。

3 消費現場図その2 (断面図)

- (1) 保安物件等が消費現場の付近にある場合 特に断面図でもってその関係を明確にし、 高低差なども記入し危険予防の方法の参考 資料とすること。
- (2) 消費場所を断面図上にも朱書すること。
- (3) 隧道工事等の場合縦横断面図を添付し、 かぶりが何mあるか記すること。

4 字 限 図、あざかぎり図

- (1) 採石業者の場合火薬類の消費許可申請書 に添付すること。
- (2) 採取計画認可を受けた位置のうち、消費 現場の部分を朱書すること。
- (3) 消費現場の所在地の地番等は現場において地図等をよく見て照合確認を行うこと。 また、その他の方法で合理的な方法があれば、それにより確認すること。

1 消費現場図その1 (保安物件等状況図)

- (1) 縮尺は1/3000程度の市販の地図を利用 すること。
- (2) 消費場所の端からおよそ300m以内の範囲をすべてカバーできる図面とすること。
- (3) (1)の地図が入手困難な場合は手書きもやむを得ないが、主凡例を参考にして、保安物件等をもれなく記入し消費場所との距離関係をはっきり明示すること。
- (4) 消費現場図その1に記載された保安物件 等との距離が危険予防の方法で記入した距 離と一致しているかよく確かめること。

2 消費現場図その2

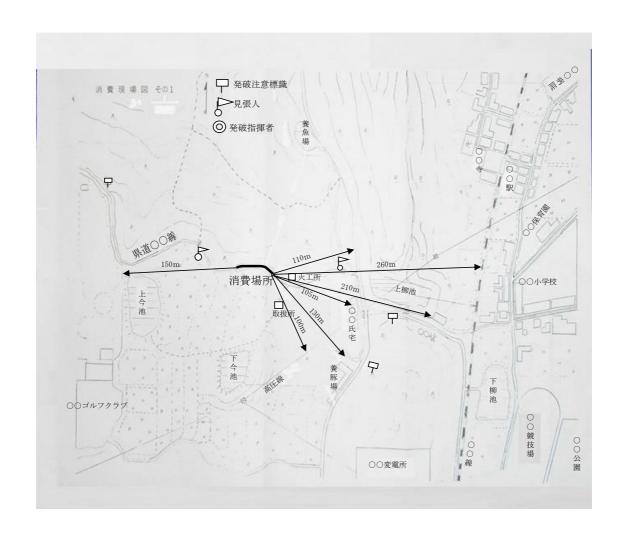
- (1) 土木、その他の事業の場合にあっては 1/500程度の工事平面図を<u>消費現場図その</u> 2とし消費場所を朱書すること。
- (2) 採石の場合は土木事務所に提出した採取 計画図面を<u>消費現場図その2</u>とし当該年度 の消費場所を朱書すること。
- (3) 距離は最短水平距離とすること。

3 字限図

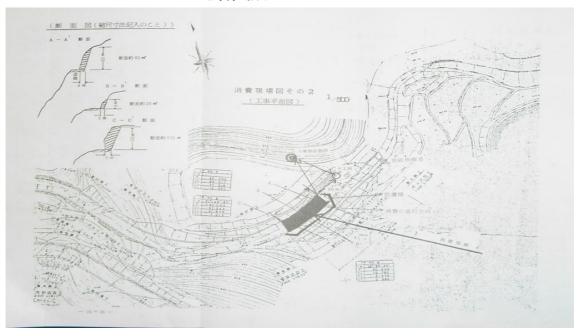
採取計画の認可を受けた地番と消費現場図に朱書した場所が一致しているかどうか、消費現場図及び字限図との関係をよく確認すること。

消費現場図その1

S=1:2000



消費現場図その2 S=1:500



工 事 証 明 願

平成 年 月 日

殿

(願出者) 氏名 @

本証明書は、火薬類譲受及び消費許可申請書の添付書類として兵庫県知事へ提出しますので、下記 の工事について火薬類を消費する必要があることを証明願います。

記

- 1 工事番号及び工事名
- 2 工事期間 自平成 年 月 日~平成 年 月 日
- 3 火薬類を消費する期間 自平成 年 月 日~平成 年 月 日
- 4 工事場所 (火薬類消費場所)
- 5 制限地区の有無 (注(1)を必ず参照のこと)

消費場所が保安林、開墾制限地、砂防指定地、風致地区、都市計画区域、急傾斜地、地すべり防止区域、文化財関係、自然公園地区、河川法、森林法その他の法律等に該当する制限地区ではありません。

上記のとおり本工事にかかる火薬類消費現場の状況、制限地区等 の有無について確認し、相違ないことを証明する。

平成 年 月 日

所在地

(証明者)

氏 名

印

- (注) (1) 消費場所が風致地区、砂防指定地、保安林、公園等の制限地区の場合にあっては、所 割行政庁により制限の解除を受けたことを証する書類を併せて添付すること。
 - (2) 申請者が採石業者であって、採石法(昭和25年法律第291号)第34条の8第1項に規定する場合にあっては同法第32条の3第2項の規定による採石登録通知書の写しと適用除外である旨の誓約書その他の場合にあっては前記採石登録通知書と同法第33条の規定による採取計画の認可を受けたことを証する書類の写しを添付すること。

備

1 工事証明者

- (1) 証明者 証明者は、工事発注者であること。
- (2) 願出者 願出者は、火薬類譲受消費許可申請者で あること。

2 消費期間

火薬類譲受、消費許可申請書記載の消費期間 と同一であるかこれを含む場所であること。 但し、工事期間ではない。

3 工事場所

火薬類譲受、消費許可申請書記載の消費場所 所と同一であるかこれを含む場所であること。

- 4 制限地区等の有無
- (1) 火薬類消費場所が他法令にもとづく制限地区であれば、当該項目を二本線で消すこと。
- (2) 二本線で消した当該項目については必ず所 轄行政庁により制限の解除を受けたことを証 する書類を添付すること。
- (3) 火薬類譲受、消費許可申請者が採取計画の 認可を受けた採石業者本人であれば、本証明 願の添付は不要。

但し

- ① 採石法第34条の8第1項規定業者
 - ・採石登録通知書の写
- ② ①以外の業者の場合
 - 採石登録通知書の写
 - ・採石法第33条の規定による採取計画認可証 の写しを添付すること。

1 工事証明願

- (1) 火薬類譲受消費許可申請者と工事発注者と の間に元請の業者がある場合は、まず工事発 注者と元請業者(顧出者)でこの工事証明願 を1通、元請業者(証明者)と火薬類譲受消 費許可申請者(願出者)で1通作成し、計2 通を添付すること。
- (2) 採石を目的とする工事で発注者が採取計画 認可をとった採石業者の場合、火薬類譲受消 費許可申請者はこの工事証明願と工事締約書 の写しを添付すること。

2 制限地区等の有無

- (1) 開発行為等を行う場合は様々な法令でもって規制されている。火薬類を消費しようとする現場が他法令による制限を受けていないか 又手続きを怠っていないか事前に調査しよく 確認すること。
- (2) その工事が規制を受けている場所での行為 であれば解除されたこと及び手続きが完了し たことを示す書類の写しを必ず添付のこと。
- (3) 消費場所がその他の法令に基づいて規制を 受ける地区であっても許可、認可等の手続き が適用除外されていればその理由を記した文 書を添付すること。

3 その他

- (1) 工事施工にあたって市町村長の意見、条件等があればその写しを添付すること。
- (2) 工事施工にあたって地元住民等との協定等があればその写しを添付すること。

残 火 薬 類 保 管 引 受 書

次の火薬類消費場所における火薬類消費において生じる残火薬類を当方火薬 庫に預り保管することを引き受けます。

なお、残火薬類の運搬は、残火薬類の発生の都度協議いたします。

記

- 1. 期 間 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
- 2. 消費場所
- 3. 火薬庫所在地
- 4. 運搬距離、時間 km 時 分

平成 年 月 日

名 称

(火薬類)販売業者)

代表者氏名

殿

渡井瀬間、消費場所は申請舎記載のものと一 数しているとともに販売店の火豪卓までの及び その距離と時間を記入すること。 (注) 一目の消費終了後残火薬類は目出中に販売店 に預け入れ、その藝預り証をもちっておくこと。	記 載 方 法	備考
致しているとともに販売店の火薬庫までの及び に預け入れ、その際預り証をもらっておくこと。	残火薬類保管引受 書	(注)
	消費期間、消費場所は申請書記載のものと一	一日の消費終了後残火薬類は日出中に販売店
その距離と時間を記入すること。	致しているとともに販売店の火薬庫までの及び	に預け入れ、その際預り証をもらっておくこと。
	その距離と時間を記入すること。	
i l		

様式第28号(施行細則第31条関係)

×整理番号	第	号				
×受 理 日	平成	年	月	日		

平成 年 月 日

兵庫県知事殿県民局長殿

(代表者) 氏名 印

火薬類保安責任者等選(解)任届

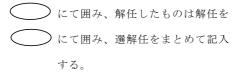
届占		住 所 名 称 代表者氏名								
	選(角	解) 任対象								
選解	任別	種 別	期			間	氏	名	免状	
									番	号
選任	解任	取扱保安責任者	平成	年	月	日より			甲第	号
			平成	年	月	日まで			乙	
選任	解任	取扱保安責任者	平成	年	月	日より			甲第	号
	,		平成	年	月	日まで			乙	
選任	解任	代 理 者	平成	年	月	日より			甲第	号
	74, 1—		平成	年	月	日まで			乙	
選任	解任	代理者	平成	年	月	日より			甲第	号
	74, 1—		平成	年	月	日まで			乙	
選任	解任	取扱副保安責任者	平成	年	月	日より			甲第	号
	/41 122	TO TO THE PERSON NAMED IN	平成	年	月	日まで			乙	
選任	解任	取扱副保安責任者	平成	年	月	日より			甲第	号
~= 111	/11 132	N W M I I I I I I I I I I I I I I I I I I	平成	年	月	日まで			乙	,
選任	解任	取扱副保安責任者	平成	年	月	日より			甲第	号
22 12.	777 122	N W M N N N N N N N N N N N N N N N N N	平成	年	月	日まで			Z 1	.,
選任	解任	取扱副保安責任者	平成	年	月	日より			甲第	号
龙江	777 174	水灰 的水头黄压石	平成	年	月	日まで			乙二	,5
選任	解任	取扱副保安責任者	平成	年	月	日より			甲第	号
医江	7十 1上	以以	平成	年	月	日まで			乙	,,
選任	解任	取扱副保安責任者	平成	年	月	日より			甲第	号
经比	万十 1上	水灰町水头貝L名	平成	年	月	日まで			Z	7
備	考									

添付書類 選任届にあっては免状の写し及び履歴書並びに保安手帳の写しを添付し、併せて保安 手帳を持参すること。

- 備考 1. この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
 - 2. ×欄は、記載しないこと。
 - 3. 対象は製造所、火薬庫、消費場所の所在地、名称を記載すること。

1 火薬類保安責任者等選 (解)任届

- (1) この選(解)任届は
 - ① 火薬類(火薬、爆薬)の消費見込量が 1箇月25kg以上の消費者の場合あらかじ めこの選任届を提出すること。
 - ② 火薬類の消費許可を得た後選任していた保安責任者等の変更を行う場合、選解 任別欄に新しく選任したものは、選任を



2 届出者

- (1) 1箇月に火薬、爆薬25キログラム以上消費する場合、届出者は火薬類譲受消費許可申請者であること。
- (2) 火薬庫の場合、届出者は火薬庫の所有・ 占有者であること。

3 選任期間

- (1) 火薬類の譲受消費期間及び火薬庫の設置期間と同一であること。
- (2) 解任の場合は、解任年月日を期間欄の下の欄に記入し、上の段は二本線でけすこと。

4 対 象

火薬類消費場所又は火薬庫の所在地、名称 を記入すること。

5 保安手帳の持参

- (1) 販売業者の貯蔵に係る保安責任者及び消費者の貯蔵のみに係る保安責任者を選任の場合は保安手帳の確認を受け、且つ1頁2 頁及び保安教育の受講記録等の写しを添付すること。
- (2) 火薬類消費許可証(火薬庫完成検査証) を受領の際再度保安手帳を持参し、選任さ れた旨手帳に記入を受けること。

1 選 任

備

(1) 2以上の消費場所で同一人の選任は原則として認められない。

考

(2) 消費場所と火薬庫の同一人の選任は原則として認められない。

2 選任基準

	区分	保 安 責任者	代理者	副保安 責任者
火薬庫	年間貯蔵合 計爆薬換算 20 t 以上の 場合	甲種 1人	甲種 1人	10棟を超え るごとに乙 種(甲種で も可)1人
の貯蔵	同上 20t未満 の場合	乙種(甲 種でも 可)1人	乙種(甲 種でも 可)1人	同上

	区 分	保 安 責任者	代理者	副保安 責任者
	月間消費合	甲種	甲種	火工所 1
消	計量 (火薬 +爆薬)1 トン以上の 消 費 者	1人	1人	大 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
	月間消費合	乙種(乙種(X 重が30 kg未満の
費	計量(火薬	甲種で	甲種で	者に係る 火工所に
月	+爆薬) 25	も可)	专可)	ついては 選任しな
	k g 以上の 消 費 者	1人	1人	を正しな くてもよ い。

3 保安手帳の確認及び記入

消費場所、火薬庫設置場所が県民局長管 轄地域の場合は、知事、県民局長許可にか かわらず確認、記入は県民局で受ける。

履 歴 書

住所				
氏 名				
生 年 月 日				
	平成年	4	月	○○建設㈱に入社
職 歷	年	月		
火薬類の製造また は取扱に関する作	年	月		
業経歴を含む	平成年	= 2	月	県道○○~××線改良工事に従事
			現右	Eに至る
賞 罰				
上記のとおり	相違ありません	′ °		
平成	年 月		日	
		(氏	名)	

記 載 方	法	備	考
履歴書			
(1) この履歴書には、選任さ	れた保安責任者		
の履歴を記載すること。	} === +1\		
(2) 出向の場合は、その内容	を記載すること。		

甲

種

火

薬

類

取

扱

保

安

責

任

者

免

状

兵 日 庫

平

成

年

月

火

薬

類

取

締

法

第

三十

条

の

規

定

に

ょ

り

の

免

状

を

交

付

す

る

0

県 知

事

井

戸

敏

三

年

生

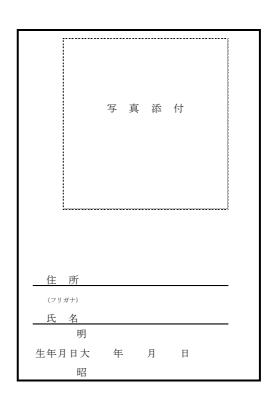
月 日

23 - 45

23

記 載 方 法	備考	
免状の写し	免状の写しの添付	
(1) 選任された取扱保安責任者の免状の写しを	(火薬類取締法施行細則第31条)	
必ず添付すること。		
(2) 再交付、書換えを受けた免状であれば、そ		
の記載を証する事項(免状の裏面等)の写しも		
必ず添付すること。		





再教育講習・保安教育講習・特別講習等の受講記録							
受講年月日	講習会等の種類	場	所	協会印	次回受講期限日		
			市 町		• 12•31		
			用 斗		• 12•31		
			市町		• 12•31		
			市町		• 12•31		
			市 町		• 12•31		
			市町		• 12•31		
			市町		• 12•31		
			市 町		• 12•31		

記 載 方 法	備考
保安手帳の写し	
(1) 選任された取扱保安責任者の免状の写しを	
必ず添付すること。	
(2) 手帳の写しは、前頁に記載されている場所	
とする。	

×整理番号	第	号	
×受 理 日	年	月	日

火薬類取扱所設置届

平成 年 月 日

兵庫県知事 殿 県民局長 殿

(代表者) 氏 名印

名称							
事務所所在地							
(電話)			TE	L -	– () —	
代表者住所氏名							
火薬類取扱所設置場所							
存置する火薬類の種	爆 薬		kg				
類及び最大存置量	電気雷管		個				
設 置 期 間		年	月	日	から		
設 置 期 間		年	月	日	まで		
備考							

備考 1. この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

2. ×印欄は、記載しないこと。

添付種類 ① 火薬類取扱所の設備及び構造を記載した図面

② 火薬類取扱所を中心とした半径300メートルに至る範囲の見取図 (火工所の位置を併せて記入のこと。)

備考

1 火薬類取扱所設置届

一日の消費見込量が火薬又は爆薬にあっては25kg以下、工業雷管又は電気雷管250個以下、導爆線にあっては500m以下の消費場所で火薬類取扱所を設けなくてよい場合は原則として不要。

2 最存置量

- (1) 消費計画書 (その1) 記載の一日の最大 消費見込量以下とすること。
- (2) 存置する火薬類の種類を記入すること。

3 設置期間

消費期間と同一とすること。

1 火薬類取扱所の定義

「火薬類取扱所」とは、建物だけでなく、建物 の周囲に設けられた適当な境界柵の内部を含む ものである。

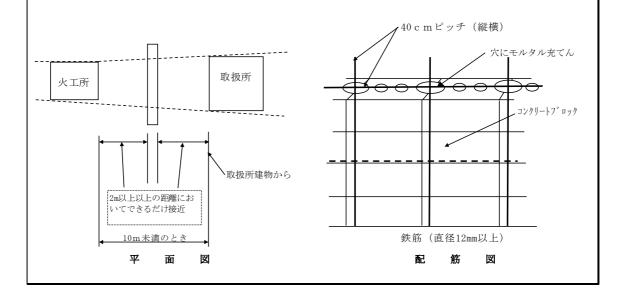
2 設置場所

取扱所は、通路、通路となる坑道、動力線火薬庫、火気を取扱う場所、人の出入する建物等に対し安全な場所でかつ湿気の少ない場所に設けること。具体的にはこれらの物件と20m以上(火薬庫については当該火薬庫保安距離以上)離すこと。(国道、県道又は交通ひんぱんな道路の近くに設置しないこと。)特に火工所との距離も10m以上確保する(取扱所については境界柵からとする)こと。確保できない場合は下図のような措置をすること。

注 火薬類取扱所は、一つの消費場所について1箇 所とする。

防爆壁設置図

防爆壁は鉄筋コンクリート造(厚15 c m以上)又は 補強コンクリートブロック造(厚19 c m以上)基礎 は堅ろうとし、高さは軒までの高さとする。



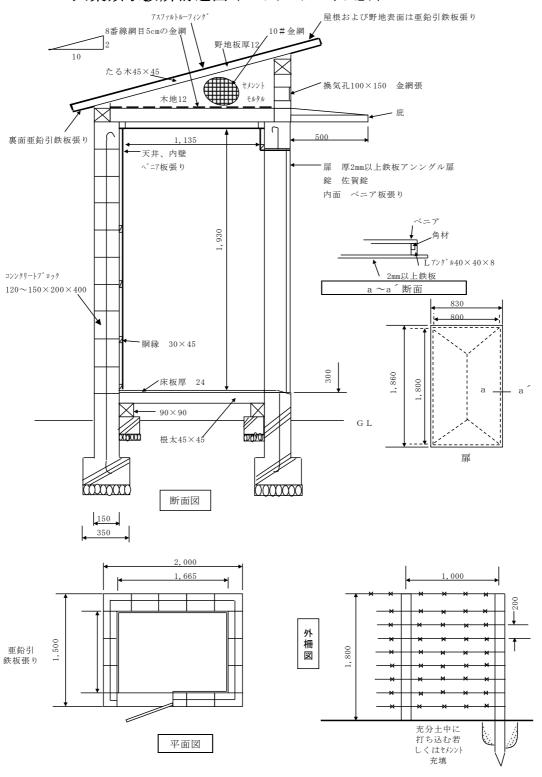
火薬類取扱所付近見取図

(火薬類取扱所を中心とした半径300メートルに至る見取図)

書き込むことが困難な場合別紙図面参照としてもよい。

記載方法	備	考
取扱所の位置		
(1) 取扱所の設置場所には ⊗印で朱書する		
こと。		
(2) 火工所の設置場所も明確に示すこと。		
(3) 取扱所と消費現場及び保安物件並びに他		
の工作物、施設との距離を示すこと。		
(4) 見取図は手書きでもかまわないが、(1)		
~ (3) の事項について明確、詳細に記入す		
ること。		

火薬類取扱所構造図 (コンクリートブロック造り)



備考

1 構造図

- (1) 平面、側面、正面、断面等を出来るだけ 詳細に記載すこと。
- (2) 書き込むことが困難の場合は別紙図面、 仕様明細を添付すること。
- (注) 同程度に盗難及び火災を防ぎ得る構造 (例えば鉄板張火薬類取扱所) は、次頁に 其の例を掲げている。

2 収納容器

- (1) 収納容器は最大存置量に見あった大きさとし、ダンボール箱、木箱、木製棚等であって、特に電気雷管の収納容器は、電気の不良導体で作った丈夫なものを使用すること。
- (2) 収納容器の存置場所は、爆薬収納容器と、 電気雷管収納容器を隔離した場所とするこ と。

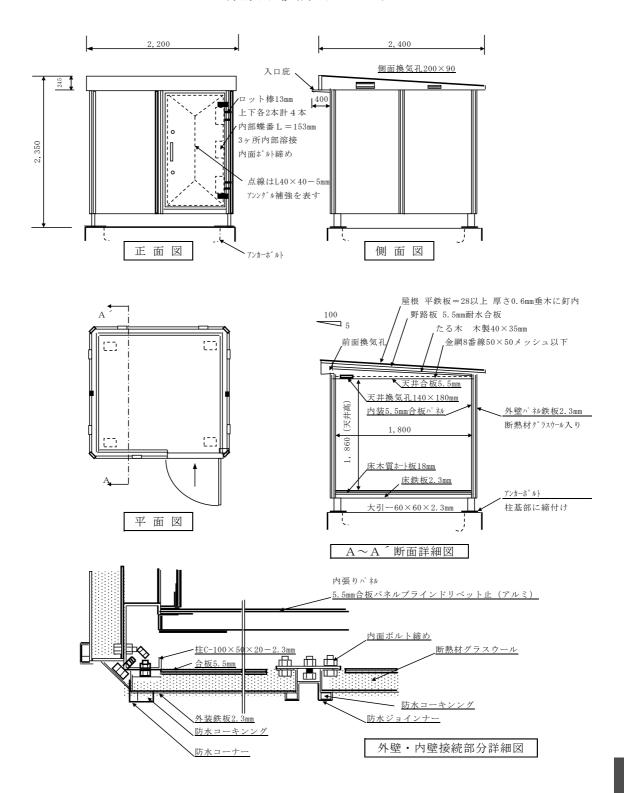
3 その他

- (1) 暖房の設備を設ける場合には、温水、蒸 気又は熱気以外のものを使用しないこと。
- (2) 火薬類取扱所内には、見易いところに取 扱いに必要な法規及び心得並びに定員を掲 示すること。
- (3) 火薬類取扱所の周囲には、「火薬」、 「立入禁止」、「火気厳禁」等と書いた警 戒札を立てること。
- (4) 火薬類取扱所には、貯水槽、バケツ等の 消火用具を常備すること。

構 造

- (1)(イ) 火薬類取扱所の構造は、火薬類を存置するときに見張人を常時配置する場合を除き、 平屋建の鉄筋コンクリート造り(厚さ10cm 以上)、またはコンクリートブロック造り (厚さ12cm以上)、またはこれと同等程度に 盗難を防ぎ得る構造とすること。
- (ロ) 火薬類取扱所の大きさは、1日の消費見込 量以下の火薬又は爆薬と火工品が、それぞれ 異なった容器等に収容でき、かつ内部におい て取扱者が火薬類の管理及び発破の準備がで きる広さとすること。
- (ハ) 火薬類取扱所の床、屋根、天井裏、ひさし、 出入口の扉、蝶番、施錠等については54頁の 移動式取扱所の備考欄 5~12を参考にするこ と。
- (ニ) 柵の高さは1.8m以上とし、人の侵入を防ぐ構造で有刺鉄線による柵の横線の条間隔は20cm以下とし、柱間隔が1mを超える場合はたすき掛とすること。
- (2) 昼夜兼行の消費現場の火薬類取扱所には必ず証明設備を設けること。又警報設備を設けることが望ましい。

火薬類取扱所構造図 (移動式)



火薬類取扱所構造図 (コンクリートブロック 造り) の記載方法を参考とすること。

備考

この基準に適合した移動式火薬類取扱所の既製品が市販されているから、その仕様書等を利用して設置届を提出することができる。

- 1 位置、暖房設備、照明、境界さく、警戒札、 定員、存置量等については、コンンクリート造 り又は、コンンクリートブロック造りに準ずる。
- 2 基礎は十分荷重に耐えるものとし、建屋はボルト等にて基礎に強固に固定すること。
- 3 骨組は耐力パネルを組合せるか、軽量型鋼と し、外部にボルト、ナットを組合せるか、軽量 型鋼とし、外部にボルト、ナット類を表さない こと。
- 4 外壁は、厚さ2ミリメートル以上の鉄板張りとし、ボルト、ナット類を表さない。内壁は、厚さ5.5ミリメートル以上の板張りとし、鉄類を表さないこと。

外壁と内壁の空間には断熱材を挿入すること。

5 床は厚さ12ミリメートル以上の板張りとし、 鉄類を表さないこと。

床の下面は厚さ2ミリメートル以上の鉄板を 張る。ただし側面の壁が地盤面下まであり、基 礎と一体となっている場合は、このように鉄板 は張らなくてよい。

6 屋根の外部は#28 (厚さ0.36ミリメートル) 以上の平鉄板張り又はスレート葺きとし、雨水 の浸入を完全に防止する。 備考

- 7 天井裏又は屋根裏には8番線以上、網目5 センチメートル以下の金網を張り、かつ金網 は、側面の壁に確実に緊結させること。
- 8 ひさし等が木製の場合、防火塗料を塗る等 防火措置を講ずる。
- 9 出入口の扉枠は、壁パネルの骨組等に溶接し固定すること。
- 10 扉は片開きとし、厚さ2ミリメートル以上の 鉄板張りアングルドアとし、バール等でこじあ けられないよう3周を15ミリメートル以上扉枠 に覆いかぶさるようにし、かつ蝶番側の扉側面 上下2ヵ所にロッド棒を取付け、扉の内面は木 製の板張りとすること。
- 11 蝶番は角蝶番で、心棒が抜けないものとし、 扉と扉枠に溶接する。
- 12 錠はシリンンダー本締錠で、なるべく異型の ものを2ヵ所に取付け、錠のデットボルトは受 座に10ミリメートル以上は入るようにする。

様式第17号の2(施行細則第18条関係)

×整理番号	第	号	
×受 理 日	年	月	田

火工所設置届

平成 年 月 日

兵庫県知事 殿 県民局長 殿

(代表者) 氏 名⑩

名						称									
事	務	戸	f	所	在	地									
		(電話	舌)						TE	CL -	- ()) —	
代	表	者	住	所	氏	名									
火	工	所	設	置	場	所									
存	置 ~	する	火	薬	類の	種	爆	薬		kg					
類	及	びょ	表 ラ	大 有	产置	量	電気	雷管		個					
⇒几		平		#1		日日			年	月	日	から			
設		置		期		間			年	月	日	まで			
							○火薬類	を存置	中は常時見	見張人をおく。	-				
備						考	○工事の進捗状況にと伴い設置場所を安全な場所に								
								移重	かする		移動した	27,			

- 2. ×印欄は、記載しないこと。
- 3. 存置する火薬類の種類及び最大存置量の項は、火薬類取扱所を設置しない場合に記入し、火薬類取扱所を設置する場合は二本線で消すこと。

備考 1. この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

備考

1 火工所設置届

この届出の様式は規則第52条の2第1項にもとづく火工所及び同条第2項にもとづく火工所兼用のものである。

2 火工所設置場所

詳細に記入すること。

3 設置期間

火薬類消費期間と同一であること。

4 備 考

工事の進捗状況によって移動する、もしくは移 動しないは、該当する方に○印をすること。

5 2箇所以上設置の場合

(取扱所を設け、発破場所が多く火工所を2箇 所以上設置した場合)

火工所設置届をそれぞれ作成し構造図も添付 すること。

6 最大存置量

取扱所を設けない場合で火工所において火薬 類の管理及び発破の準備を行なう場合は、この 欄に記入すること。

- ① 存置量は1日の消費見込量以下であること。
- ② この場合において当該火工所は、一つの消費場所について1箇所しか認められない。
- ③ 爆薬、電気雷管以外の火薬類を存置する場合は、その種類、数量を記入すること。

1 火工所の定義

「火薬類取扱所」は境界さくの内部を含むが、 「火工所」はその建物又はテントそのものが火工 所である。

2 火工所設置場所

火工所は通路、通路となる坑道、動力線、火薬 類取扱所、他の火工所、火薬庫、火気を取り扱う 場所、人の出入する建物等に対し安全でかつ湿気 の少ない場所に設けなければならない。

3 火工所の構造

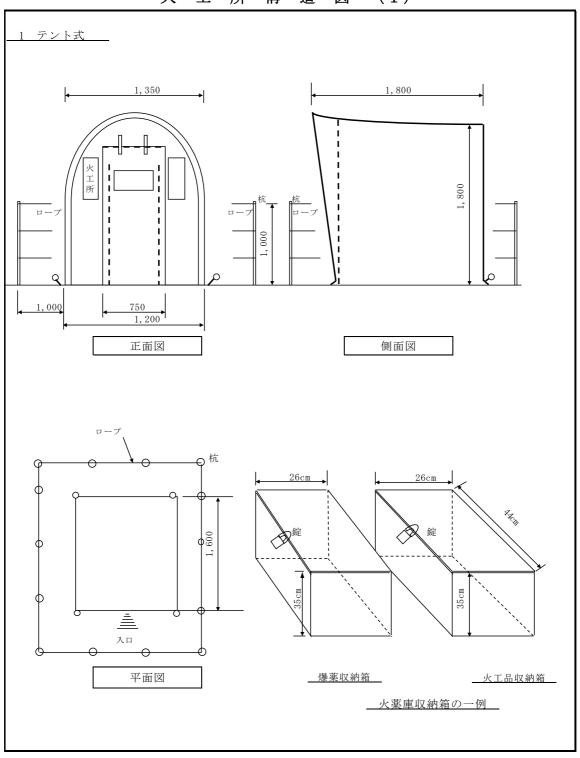
火薬類取扱所にくらべ簡易なものになっているのは、切羽の状況による立地条件又は親ダイ作業のため絶えず取扱者が作業している点が考慮されたものである。しかし盗難防止については十分留意し、採石又は土木工事等の場合で長期間火薬類を消費する場所の火工所については、なるべく建物を設け、かつ安全に作業ができる構造のものとすること。

4 火工所の見張

火工所に火薬類を存置中は、その構造に関係な く常時見張人を配置すること。

記 載 方	法	備	考
1 火工所の位置			
(1) 火工所の設置場所には ⊗印	で朱書する		
こと。			
(2) 取扱所の設置場所も明確に示	:すこと。		
(3) 見取図は手書きでもかまわな	:いが、(1)~		
(2) の事項について明確、詳細に	こ記入するこ		
と。			

火 工 所 構 造 図 (1)



1 構造図

- (1) 火工所の正面、側面、平面図を詳細に記載すること。
- (2) 収納容器もその構造を明確に記載すること。
 イ 最大存置量に見合った大きさとすること。
 - ロ 収納箱は電気不良導体であって必ず施錠できる構造とすること。
- (3) 火工所の周囲の適当な柵も記入すること。

2 その他

- (1) 暖房設備、照明設備を設ける場合は、その構造についても詳細に記載すること。
- (2) 火工所には、貯水槽、バケツ等の消火用具を常備すること。

1 火工所の構造

- (1) ① 建物を設ける場合 適当な換気の措置を講じ、床面には鉄 類を表さないこと。
 - ② その他の場合

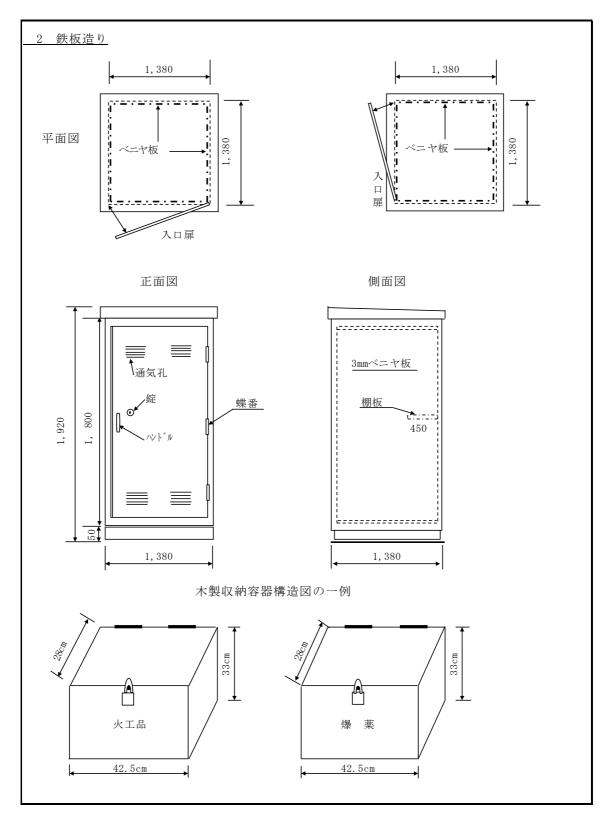
備

日光の直射及び雨露を防ぎ、安全に作 業ができるような措置を講ずること。

考

(左ページの構造図はこれに該当する。)

- (2) 暖房の設備を設ける場合には、温水、蒸気 又は熱気以外のものを使用しないこと。
- (3) 火工所には、見易いところに取扱いに必要な法規及び心得並びに定員を掲示すること。
- (4) 火工所の周囲には適当な柵を設け、かつ 「火薬」、「立入禁止」、「火気厳禁」等と書 いた警戒札を立てること。



記載方法	備考
記載上の注意は火工所構造図(1)を参照	注(1) 鉄板造り火工所の既製品が市販されてい
	るから、その仕様書等を利用して設置届を
	提出することができる。
	(2) この火工所は鍵がかかる構造となってい
	る。(但し火薬類の存置中は施錠しても常
	時見張人を配置すること。)
	(3) 火工所の周囲の適当な柵についても必ず
	記入すること。

×整理番号			
×受 理 日	年	月	日

火薬類譲受許可証継続許可申請書

平成 年 月 日

兵庫県知事 殿県民局長 殿

(代表者) 氏 名 印

名称	
事務所所在地(電話)	T E L - () -
代表者住所氏名	
許 可 書 の 番 号	年 月 日 第 号
譲受済火薬類の種類数量	
譲 受 許 可 残 量	
備	

備考 1. この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

2. ×印の欄は、記載しないこと。

記	載	方	法		備	考	
継続許可申請				規則第40条	削除		
(1) 規則第38条第	男1項の譲	受許可証の	譲渡人記載				
欄に余白がなく	なった時	その交付	を受けた兵				
庫県知事又は県	民局長に	この様式	を用いて継				
続申請すること	. 0						
(2) 許可証							
申請の際許可	「証も同時	に提出す	ること。				

×整理番号			
×受 理 日	年	月	П

火薬類讓受許可 (渡) 許可証再交付申請書

平成 年 月 日

 兵庫県知事 殿

 県民局長 殿

(代表者) 氏 名 ⑩

名	称								
事	務所所在地								
	(電 話)					TEL	_	() —
代	表 者								
住	所 · 氏 名								
	許 可 年 月 日				年	月			目
許	許 可 番 号				第		号		
可	譲 受 (渡)目 的								
HJ	譲 受 (渡)期 間	年	月	日	~		年	月	日
証	火薬類の種類及び数量								
	譲 受 (渡) 先								
H	事故発生時の譲受 (渡)								
言	午 可 残 量								
再	交付を受けようとする								
理	曲								

考 記 載 法 方 備 1 再交付申請 1 再交付申請 再交付申請を行うことのできるのは、 記載方法の1の①、③に該当するときは遅滞な く、その旨を警察官又は、海上保安官に届け出 次の事例に限られる。 ① 許可証を喪失したとき。 なければならない。 ② 許可証を汚損したとき。 ③ 許可証を盗取されたとき。 ②の場合は申請時に旧許可証を添付すること。 2 再交付申請手続 2 再交付を受けた後 (1) 許可証が喪失、盗取されたため交付年月日、 許可証の再交付を受けた後旧許可証を発見した 番号等不明の場合は交付先に確かめて申請する ときは、5日以内に旧許可証を交付先に返納する こと。 (2) 申請の際は次ページの始末書を必ず添付する こと。 (3) 譲受消費許可を受け譲受許可証とあわせて消 費許可証も事故に会ったときは、69頁の消費許 可証再交付申請も併せて行うこと。

例

始末書

このたび私の不始末により、さきに交付を受けました火薬類 譲受(渡) 消 書

紛失し

証(平成 年 月 日付 第 号)を 汚損し ましたので再交 盗取され

付をお願いします。

なお、今後旧許可証を発見したときは直ちに返送することをあわせて誓約いたします。

記

- 1 事故発生の日時及び場所
 - (1) 日 時
 - (2) 場 所
- 2 事故の理由

- 3 届出警察署名及び届出年月日等 (紛失・盗難等の場合)
 - (1) 署 名
 - (2) 年 月 日
 - (3) 届出受理番号

(住 所)

(氏 名)

年 月 日

兵庫県知事 殿

県知局長 殿

23

(EII)

記載方法	備考
始末書	
(1) この始末書は記載の一例である。	
(2) 特に許可証を紛失、盗取された場合、その事	
故の発生状況を詳細に記載すること。	
(3) 紛失、盗難等の場合事故届を最寄の警察官又	
は海上保安官に届出る必要があるので届出た警察	
署、届出年月日等を記入すること。	

×整理番号			
×受 理 日	年	月	田

火薬類消費許可証再交付申請書

平成 年 月 日

兵庫県知事 殿県民局長 殿

(代表者) 氏 名 ⑩

名	称					
事	務所所在地					
	(電 話)				TEL -	. () –
代	表 者					
住	所 · 氏 名					
	許 可 年 月 日			年	月	Ħ
	許 可 番 号			第	号	
許	消費目的					
可	消費期間	年	月	日 ~	年	月 日
証	消費火薬類					
	の種類・数量					
	消費場所					
틕	事故発生時の消費許可					
種	類及び残量					
再交	付を受けようとする理由					

記 載 方 法	備考				
1 再交付申請	1 再交付申請				
再交付申請を行うことのできるのは、次の事例	記載方法1の①③に該当するときはその旨を遅				
に限られる。	滞なく警察官又は海上保安官に届け出こと。				
① 許可証を喪失したとき。	②の場合は申請時に旧許可証を添付すること。				
② 許可証を汚損したとき。					
③ 許可証を盗取されたとき。					
2 再交付申請手続	2 再交付を受けた後				
(1) 許可証が喪失、盗取されたため交付年月日、	許可証の再交付を受けた後旧許可証を発見した				
番号等不明の場合は交付元の都道府県を確かめ	ときは、5日以内に旧許可証を交付先に返納する				
て申請すること。	こと。				
(2) 申請の際は67ページの始末書 (記載例参照)					
を必ず添付すること。					
(3) 譲受消費許可で消費許可証と合わせて譲受許					
可証も事故にあった時は69ページ記載の譲受許					
可証再交付申請も併せて行うこと。					

×整理番号			
×受 理 日	年	月	日

火薬類譲受許可証の譲受先変更願

平成 年 月 日

兵庫県知事 殿県民局長 殿

(代表者) 氏 名 ⑩

名	称									
事	務 所 所 在 地									
	(電 話)						TEL		() —
代	表者									
住	所 · 氏 名									
	許 可 年 月 日					年	月			日
許	許 可 番 号					第		号		
可	譲 受 目 的									
証	譲受期間	年	Ξ.	月	日	~		年	月	Ħ
	譲 受 先(従前)									
	変 更 譲 受 先									
	変更理由									

記載方法	備考
1 譲受先変更 許可を受けた際譲受許可証に記載されていた譲	譲受先が複数の場合は、その譲受先を記入すること。
受先に変更が生じた場合この様式を使用すること。	
2 許可証の提出 願書提出の際許可証も同時に提出すること。	
3 残火薬類保管引受書	
変更になった場合新しい販売店の残火薬類保管	
引受書添付すること。	

記 載 例

×整理番号				
×受 理 日	3	年	月	日

火薬類消費計画書記載事項変更届

平成 年 月 日

兵庫県知事 殿県民局長 殿

申請者 ○○建設株式会社△△作業所

(代表者) 現場代理人 □ □ 太 郎 ⑩

名	称	○ ○建設株式会社 △△作業所
事	務所所在地	神戸市中央区××町1番地
	(電 話)	078 - 341 - 7711
	代 表 者	神戸市中央区××町1番地
住	所 · 氏 名	□□太郎
	許 可 年 月 日	平成 年 月 日
許	許 可 番 号	第 5の100 号
可	消費目的	県道○○~××線拡幅工事のため
証	消費期間	年 月 日 ~ 年 月 日
	消費場所	神戸市北区××町〇〇
	消費の方法	
変	火薬類消費計画書	1日の最大消費量の変更(新旧の消費計画書別添)
更	(
事	火薬類取扱者名簿	
項	(火薬類消費計画書)	従事者1名の交代(別添新旧名簿のとおり)
	[
変	更 の 日	年 月 日
		1. 工事の進捗状況により1日の最大消費量を変更するため。
変	更 理 由	2. 火薬類取扱保安責任者の代理に選任していた者が退社するため。
		(選解任届は別途届出)

記 載 方 法

備考

1 変 更 届

火薬類の消費の方法並びに火薬類を取扱う必要 のある者の氏名に変更が生じた場合この様式を用 いること。

2 変更内容に伴なう添付書類

- (1) 消費の方法の変更の場合
 - "火薬類消費計画書その1=消費の方法"(17頁) の従前と変更後をそれぞれ添付すること。
- (2) 火薬類取扱従事者の変更の場合
 - ① 火薬類取扱従事者に交代があった場合は記載 欄に"従事者の交代"と記入し新旧の"火薬類 消費計画書その2=火薬類取扱者名簿"(23頁) をそれぞれ添付すること。
 - ② 火薬類取扱従事者の追加もしくは削除の場合 記載欄に"追加"もしくは、"削除"と記入し 新の"火薬類消費計画書その2=火薬類取扱者 名簿"のみを添付すること。
 - ③ 取扱者の変更が保安責任者の選解任を伴う 変更であれば別途、選解任届を提出すること。

変更届では不可の場合

- (1) 火薬類の種類及び数量、目的、場所、日時ならびに危険予防の方法に変更のあった場合は変 更届では不可であって再許可申請を行うこと。
- (2) 消費の方法のうち1日の最大消費量の変更に 伴なって火薬類取扱所の存置量が変更する場 合は別途火薬類取扱所設置場所等変更届を提 出すること。(77頁参照)

記 載 例

平成 8 年 4 月 1 日

兵庫県知事 殿

事業所名

(代表者) □ 武 雄 _印 (変更後)

代表者等変更届

平成8年2月1日付産保第〇〇号をもって許可になった火薬類譲受許可許可証の 代表者等を下記のとおり変更いたしましたのでお届けいたします。

記

- 1 変 更 事 項 代表者の変更
- 2 変更年月日 平成8年4月1日より
- 3 変 更 前 ○ 太郎
- 4 変 更 後 □ □ 武 雄

記 載 方 法	備考
火薬類譲受許可証	この様式を用いての諸記載事項の変更届は
火薬類消費許可申請証	
火薬庫設置等許可申請証	1 代表者の変更
の記載事項の変更届はこの様式によること。	
	2 事務所所在地の変更
1 この記載例は、火薬類譲受許可証の代表者を	3 電話番号の変更等である。
変更した場合の記載例である。	
2 火薬類消費許可申請書又は火薬庫等許可申請	
書の記載事項変更届の場合は許可になった年月	
日、許可番号を記入して届出ること。	
3 法人の場合、代表者(現場代理人)の変更の	
ときは改めて委任状を添付すること。	

×整理番号	第			号
×受 理日	年	月	日	

火薬類取扱所(火工所)設置場所等変更について

平成 年 月 日

兵庫県知事 殿 県民局長 殿

(代表者) 氏 名 印

このたび火薬類取扱所(火工所)設置場所等を下記のとおり変更しましたのでお届けします。

名	称					
事 務	所所在地					
(電	話)				TEL –() —
代	表者					
住 戸	所・氏 名					
	変 更 事	項	従	前	変	更 後
火薬	類取扱所の	位置変更				
火薬	類取扱所の	構造変更				
火薬類	頂取扱所の存	置量の変更				
火工	所 の 構	造 変 更				
火 工	所 の 位	置変更				
火 工	所の存置	量の変更				
火薬類 消費	年月日		年	月		目
許可	許可番号		第		=	疗
3	変更理由					

(注) 火工所の存置量の変更は、取扱所を設けない場合に記入すること。

記 載 方 法

備考

1 変 更 届

- (1) この届出の様式を用いるのは次のような場合である。
 - ① 火薬類取扱所の位置、構造を変更する場合
 - ② 火薬類取扱所の最大存置量を変更する場合
 - ③ 定置構造(建物)の火工所の位置構造を変 更する場合
- (2) 該当する項目の従前、変更後の内容を簡潔に記入すること。
- (3) 不要な欄は斜線を引いておくこと。
- (4) テント式等の移動する火工所の場合であって位置の変更を予め届出しているときはこの 届出は不要。

2 変更手続

あらかじめ届出ること。ただし、天変地異に よって早急に復旧しなければならないときはこ の限りでない。

3 添付書類

- (1) 1-(1)-①の場合
 - ① 位置を変更した場合は取扱所付近見取図
 - ② 構造を変更した場合は取扱所構造図
- (2) 1-(1)-3の場合
 - ① 位置を変更した場合は火工所付近見取図
 - ② 構造を変更した場合は火工所構造図

変更に伴なうその他の届出の提出

- (1) 取扱所の存置量の変更で、1日の最大消費 見込量の変更を伴なう場合火薬類消費計画書 変更届を別途提出すること。
- (2) 火薬類取扱所を設けなくてよい場合の火工 所で定めてある存置量の変更は、取扱所を設 けなければならない場合もあるので事前に許 可する行政庁の担当者に相談すること。

火 薬 類 消 費 帳 簿

年 月 日	受入数量 (うけ)	消費数量	残 量 (ざ ん)	備考
• •				
• •				
• •				
• •				
• •				
• •				
• •				
• •				
• •				
• •				
• •				
• •				
• •				
• •				
• •				
• •				
• •				

記 載 方 法	備考
火薬類消費帳簿	(参照)
(1) 火薬又は爆薬を1箇月に25kg以上消費する消	
費者は、消費帳簿等を備えなければならない。	(1) 法第41条第1項
(2) 記載すべき事項は消費した火薬類の種類及	
び数量並びに消費の年月日及び場所とするこ	(2) 規則第56条の5第1項(記載事項)
٤.	
(3) 保存期間は記載の日から1年。	(3) 規則第56条の5第2項(保存期間)
(4) 記載事項が法定要件に合致しており、かつ	
必要に応じ直ちにその記載事項が確認できる	
状態によるものであれば、磁気媒体によるデ	
ーター管理方法でも差し支えない。	
	(1) 火薬類取締法第11条の規定により火薬類を
	貯蔵する場所を所有、又は占有しない消費業
	者は、1日の消費作業終了後残火薬類が生じた
	場合、必ずその日のうちに火薬類譲受先販売
	業者に預け入れること。
	 (2) 残火薬類を火薬類譲受先販売業者に預け入れ
	た場合、必ず預かり証を貰っておくこと。

記載 例

火薬類消費帳簿

兵庫県火薬類施行細則 (第20条関係) 様式第19号 3号桐ダイナマイト (50mm×750g) 親ダイ

年 月 日	受 入 数 量 (う け)	消費数量	残 量 (ざ ん)	備考
9 • 1 • 9	22. 50	22. 50	0	神戸火薬FL320
9 · 2 · 16	18. 75	17. 25	1. 5	神戸火薬預け
9 · 3 · 31	1. 5 13. 50	15. 00	0	神戸火薬FL320
8年度計 kg	(A) 54.75	54. 75	0	
本	(73)	(73)	(0)	

※ 預け分を受け入れる場合は、左肩に小さめに記入し、受入数量は新たに受け入れた数量のみ記入する。 (消費数量) = (左肩小書き数量) + (受入数量) となる。

アンホ (ピース物) (50mm×750g) 増ダイ

年 月 日	受 入 数 量 (う け)	消費数量	残 量 (ざ ん)	備考
9 • 1 • 9	95. 25	95. 25	0	神戸火薬FL320
9 · 2 · 16	105.00	93.00	12.0	神戸火薬預け
9 · 3 · 31	12. 0 63. 00	75. 00	0	神戸火薬FL320
8年度計 kg	B 263.25	263. 25	0	
本	(351)	(351)	(0)	

電気雷管 (4.5mDS1段・2段)

年 月 日	受 入 数 量 (う け)	消費数量	残 量 (ざ ん)	備考
9 • 1 • 9	30	30	0	神戸火薬FL320
9 · 2 · 16	25	23	2	神戸火薬預け
9 · 3 · 31	2 18	20	0	神戸火薬FL320
8年度計 個	73	73	0	

年度の最後の発破で残火薬が出た場合の記載例

9 • 3 • 31	30	28	2	神戸火薬預け
8年度計	98	96	2	
9 • 4 • 4	2 19	21	0	

※ 月の最後の発破で残火薬が出た場合は、月計の残量欄に残火薬の数量を記入する。 翌月の最初の発破日の記載は、前月最後の発破における残火薬の数量を左肩に小書き受入数量は新た に受け入れた数量のみ記載する。

火薬類消費報告書

記載例

兵庫県火薬類施行細則(第21条関係) 様式第20号

平成 9 年 4 月 24 日

兵庫県知事 殿

山手採石株式会社

山 手 太 郎



火多	英類 消費	報告書	(8年度分)	
名称	山手砕石株式会	· 社		
事務所所在地	神戸市〇〇区〇	○町○○字石山1	0番地	
消費の目的	砕石生産のため)		
消費場所	同上所			
火薬類の種類	繰越数量	受入数量	消費数量	残 量
火 薬 kg		\bigcirc + \bigcirc B		
爆 薬 kg	0	318.00	318.00	0
工業雷管個		0		
電気雷管個	0	73	73	0
導 火 線 m				
導 爆 線 m				
許可番号及び 許可年月日	平成 8 年	10 月 13 日	兵 産係	录 第18号

(代表者)

年度の最後の発破	で残火薬が出た場	8年度分			
火薬類の種類	繰越数量	受入数量	消費数量	残	量
電気雷管個		98	96		2
年度最後の発破の残	火薬を繰り返した	場合の記載例	9年度分		
火薬類の種類	繰 越 数 量	受入数量	消費数量	残	里
電 気 雷 管 個	2	98	100		0

様式第20号 (施行細則第21条関係)

平成 年 月 日

兵庫県知事 殿県民局長 殿

(代表者) 氏 名 印

火薬類消費報告書 (年度分)

名称				
事務所所在地				
消費の目的				
消費場所				
火薬類の種類	繰越数量	受入数量	消費数量	残 量
火 薬 kg				
爆 薬 kg				
工業雷管個				
電気雷管個				
導 火 線 m				
導 爆 線 m				
許可番号及び 許可年月日	年	月	日 第	号

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
- 2 火薬又は爆薬の数量は、キログラムによるものとする。

記	載	方	法	備	考
---	---	---	---	---	---

1 報 告

- (1) 年度終了後30日以内に提出すること。
- (2) 当該年度の消費が0であっても報告すること。
- 2 平成8年3月29日、省令は改正され、報告の提出時期が次表のとおり改められた。

消費者は、4月から翌年3月までの間に消費した火薬類の種類毎の数量を集計したものを翌年4月30日までに県知事(各県民局長)あて報告すること。

消費報告書については、下表の提出時期に報告すること。

	期間		-	平月	龙 8	8 £	F	F		3	平月	龙 :	9 左	F	Ę	備考
事	事例	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9] ⁷ 開 ⁴ ラ
1	消費許可期間 提出時期 年度中に終了した 場合			-			(消	費終	了						消費終了報告書と 同時報告
2	消費許可期間 提出時期 年度を越えて 消費を終了し た場合		-							⊚1		<u> </u>	消)2	費終	了	②1 平成8年9月~平成9年3月の消費量を報告②2 平成9年4月~平成9年6月の消費量を報告
3	消費許可期間 提出時期 年度を越えて から消費を継 続する場合	-	新規	許可		© 1				継続 ◎2	許可					◎1 報告は不要◎2 平成8年8月~平成9年3月の期間の消費量を報告

3 報告すべき消費者

火薬は爆薬1箇月に25キログラム以上消費 する消費者。

平成 年 月 日

兵庫県知事 殿 県民局長 殿

事業所名

氏 名 ⑩

(代表者)

火薬類消費終了報告書

平成 年 月 日付第 号をもって火薬類譲受(消費)許可を受けて火薬類を消費しておりましたが、平成 年 月 日をもって

- ① 消費期間が満了した
- ② 消費が終了した(火薬類工事完了)

③ 消費を要しなくなった(火薬類工事中止又は廃止)報告します。

記

- 1 終了報告時における残火薬類
- 有 無

- 2 残火薬類の措置
 - ① 譲渡許可を受けて販売店へ譲渡す。
 - ② 廃棄許可を受けて廃棄する。
 - ③ 引続き火薬類譲受消費許可を受けた。

備考 1 該当する箇所欄は○印で囲むこと。

- 2 許可証の有効期間満了前でも、消費が終了したとき若しくは消費を要しなくなった場合は、すみやかに報告すること。
- 3 この報告には必ず許可証を添付し返納すること。

23

記 載 方 法	備考
1 火薬類消費終了報告書	消費の許可を受けずに消費している場合(例え
(1) この報告書は次の事項に該当する時提出す	ばコンクリート破砕器を同一の消費地において1
ること。	につき150個以下を消費している場合等)もこの
① 消費期間が満了したとき。	式にて報告すること。
② 火薬類に関する工事が完了したとき。	
③ 火薬類に関する工事を中止若しくは廃止し	
たとき。	
(2) 報告書提出の際は必ず許可証をあわせて返	
納すること。	
2 残火薬類の有無	
(1) 消費終了時に残火薬類の有無にどちらか○	
をつけること。	
(2) 残火薬類があればその措置の方法①②③の	
いずれかに○をつけること。	
ただし長期に渡る土木工事、採石事業であ	
って火薬庫、庫外貯蔵所を自社において所有、	
占有し、消費期間が満了したのち引き続いて	
火薬工事を行うため譲受消費許可を受けたも	
のが、③に該当する。	
① 譲渡手続の場合は譲渡許可申請書を提出す	
ること。	
② 廃棄手続の場合は廃棄許可申請書を提出す	
ること。	

別表第6(施行規則第35条関係)

×整理番号	第		号	
×審査結果				
×受 理 日	年	月		日
×許可番号	第		号	

火薬類譲渡許可申請書

平成 年 月 日

兵庫県知事 殿 県民局長 殿

兵庫県収入紙ちょう付欄 消印はしないこと。

(代表者) 氏 名 ⑩

名				称										
事	務所所	在地	(電記	£)						T E L -() —			
職				業										
(代表	者)	住	所										
お	ょ	CΚ	数	量								(満	才)	
火	薬	質 の	種	類										
お	ょ	び	数	量										
譲	渡		Ħ	的										
=:	Surfre		11- 0	HH	自	平	成	年	÷	月	月			
譲	渡		期	間	至	平	成	年	Ξ	月	日			
譲	渡	火	薬	類										
の	所	在	場	所										
譲	渡	の	住	所										
相	手	方	氏	名										

備考 1. この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2. ×印の欄は、記載しないこと。

記 載 方 法 備 考

1 火薬類の種類及び数量

消費が終了して生じた残火薬類の種類及び数量を記載すること。

2 目 的

譲渡目的を簡潔に記載すること。

3 期 間

譲渡に必要な期間とする。

4 火薬類の所在場所

譲渡すべき火薬類の申請時の所在場所を記す こと。

5 その他

譲渡先の住所、名称氏名を明確に記入すること。

手数料として定められた額の兵庫県収入証紙 を貼付けること(収入印紙ではありません。)

1 目 的

譲受許可を受けた年月日交付番号等を必ず記載し、なぜ火薬類の譲渡許可申請に至ったかを 簡潔に記すこと。

2 火薬類の所在場所

- (1) 火薬類の種類、数量によって火薬類の所在 場所は火薬庫、庫外貯蔵所、その他の安全な 場所の3種類に定められている。
- (2) 所在場所は貯蔵場所の種類まで記すること。

3 提出先及びあて先

火薬類の譲渡の許可を受けようとする者は、**そ の住所を管轄する**産業保安課、又は県民局に申 請書を提出すること。

この場合において、譲受消費許可を受けた知事 又は県民局長と異なる場合はその譲受消費許可証 の写を添付して提出すること。 別表第15 (施行規則第79条関係)

×整理番号			
×受 理 日	年	月	日

甲種

乙種 火薬類取扱 (製造) 保安責任者免状交付申請書

丙種

兵庫県収入証紙ちょう付欄 消印はしないこと。 平成 年 月 日

兵庫県知事 殿

氏 名

(EII)

住	所	
氏	名	
生 年	月 日	
合格した試		
年 月	日日	

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

- 2 ×印の欄は、記載しないこと。
- 3 収入印紙等は、消印しないこと。

記 載 方 法	備考
1 交付申請	
免状の交付を受けようとする者は、この様式	
を用いること。	
2 交付申請手続	
(1) 該当の欄(甲、乙、取扱等)を○で囲むこ	
と。	
(2) 合格者は、受験地(兵庫県知事)へ合格し	
たことを証明する書類(合格通知のハガキ)	
を添えてすみやかに申請すること。	
(3) 手数料として定められた額の兵庫県収入証	
紙を貼付けること。 (収入印紙ではありません。)	
せ <i>ん</i> 。)	

別表第18 (施行規則第81条関係)

×整理番号			
×受 理 日	年	月	日

甲種

乙種 火薬類取扱 (製造) 保安責任者免状再交付申請書

丙種

兵庫県収入証紙ちょう付欄 消印はしないこと。 平成 年 月 日

兵庫県知事 殿

氏 名

ED

住	所	
氏	名	
生 年 月	日日	
再交付をき		

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

- 2 ×印の欄は、記載しないこと。
- 3 甲、乙、丙種及び製造、取扱等該当には○でかこむこと。

記 載 方 法	備考								
1 再交付申請	1 再交付申請								
再交付申請を行うことのできるのは、次の事例	記載方法1の①③に該当するときは遅滞なく、								
に限られる。	その旨を警察官に届け出こと。								
① 免状を喪失したとき。	②の場合は申請時に旧免状を添付すること。								
② 免状を汚損したとき。									
③ 免状を盗取されたとき。									
2 再交付申請手続									
(1) 免状が喪失、盗取されたため交付年月日、番									
号等不明の場合は交付元の都道府県を確かめて									
申請すること。									
(2) 申請の際は次ページの始末書を必ず添付する									
こと。									
(3) 手数料として定められた額の兵庫県収入証紙									
をちょう付すること。									
	注 再交付を受けた後								
	免状の再交付を受けた後旧免状を発見したとき								
	は、5日以内に旧免状を交付先に提出しなければ								
	ならない。								

例

始末書

このたび私の不始末により、さきに交付を受けました 甲種 乙取

紛失
者免状(平成 年 月 日付第 号)を 汚損ましたので再交付を
盗取 され

お願いします。

なお、今後旧免状を発見したときは直ちに返送することをあわせて誓約いたします。

記

- 1 事故発生の日時及び場所
 - (1) 日 時
 - (2) 場 所
- 2 事故の理由

- 3 届出警察署名及び届出年月日等(紛失・盗難等の場合)
 - (1) 署 名
 - (2) 年 月 日
 - (3) 届出受理番号

(住 所)

(氏 名)

ED

年 月 日

兵庫県知事 殿

記 載 方 法	備	考
始末書		
(1) この始末書は記載の一例である。		
(2) 特に免状を紛失、盗取された場合、その事		
故の発生状況を詳細に記載すること。		
(3) 紛失、盗難等の場合事故届を最寄の警察官に		
届出る必要があるので届出た警察署、届出年月 日等を記入すること。		
H T E BLAY SCC.		

甲種										
乙種 火薬	逐類取扱(製造 変更原		責任者身 事換申請	-	載事項					
丙種	交			Ħ						
			_ h		_					
			平成	年	月	日				
兵 庫 県 知 事	殿									
	届出者	住原	近							
		氏								
		生年月日	1	年	月	日				
に変更がありました	火薬類取締法第31条第7項の規定により、火薬類取扱保安責任者免状の記載事項 に変更がありましたので届出ます。 併せて書換えの申請をいたします。									
	甲種									
免状の交付番号		(製造)保安	責任者免状	第		号				
	丙種									
免状の交付年月日		年	月		日					
新										
書換事項										
書換すべ										
き理由										

(備 考) 1 甲種・乙種の該当する方を○でかこむこと。

2 書換えの理由を証明する書類を添付のこと。

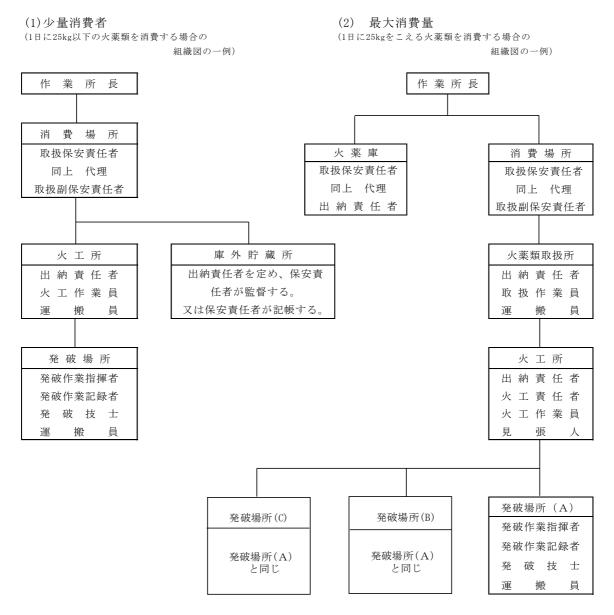
記 載 方 法		備	考
1 記載事項の変更及び書換申請	書換 理由記載	:例	
変更及び書換申請を行うことのできるのは次	(1) 婚姻に	よる氏の変更	
の事例に限られる。	(2) 養子縁	組による氏の変更	
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	(3) 復籍に	よる氏の変更	
氏名を変更したとき。	(4) 離籍に	よる氏の変更	
2 書換理由			
(1) 書換の理由を詳細に記入すること。			
(2) 書換の理由を証明する書類 (戸籍抄本等)			
を必ず添付のこと。			
3 免状			
申請の際本免状を必ず添付のこと。			

							事		故			報		<u>F</u>	寺									
	兵	庫	県	知	事	殿	!																	
											報台	告者			•	氏					名		(F)	
					る事											ま	L	た	の	で	火	薬	類	
取	締	法	第	46	条の	規	定し	こよ	Ŋ		告記	し	ま	す	0									
1	事	故発	生日	時																				
		-	平成		年		月			日		午往午往					B	寺			分			
2	事	故発	生場	所																				
3	被	害の)状況																					
3	事	故発	き生の	原因	となっ	ったり	火薬類	質の利	重類	、娄		、お	およで	ぶそ	の	伏態								

5	状	况
6	原	因(含、推定原因)
7	処	理(今後の処置を含む)
'	~	在(7枚のた色と自む)
8	参	考 (例えば病院関係、補償問題および今後の問題等について)
注	意	3および4の火薬類の状態等については、図面あるいは写真等添付のこと。

保安管理の組織

保安管理組織の一例を示すと次のようなものがある。しかし事業所の規模により若干異なり、また、企業の実情に即応したものとすべきである。



帳 簿

帳簿の保存期間

火薬類取扱所火薬類の受払い及び消費残数量をその都度明確に記録火薬類の受払い及び消費残数量をその都度明確に記録発破場所(切羽)火薬類の受渡し数量、消費残数量及び発破孔又は薬室に対する装てん方法をそのつど記録

記載の日から1年間

23